

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年6月23日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	S M B Cファンドラップ・日本バリュー株 S M B Cファンドラップ・日本グロース株 S M B Cファンドラップ・日本中小型株 S M B Cファンドラップ・米国株 S M B Cファンドラップ・欧州株 S M B Cファンドラップ・新興国株 S M B Cファンドラップ・日本債 S M B Cファンドラップ・米国債 S M B Cファンドラップ・欧州債 S M B Cファンドラップ・新興国債 S M B Cファンドラップ・J - R E I T S M B Cファンドラップ・G - R E I T S M B Cファンドラップ・コモディティ S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	S M B Cファンドラップ・日本バリュー株 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・日本グロース株 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・日本中小型株 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・米国株 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・欧州株 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・新興国株 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・日本債 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・米国債 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・欧州債 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・新興国債 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・J - R E I T 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・G - R E I T 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・コモディティ 1兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年12月23日付をもって提出しました有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2022年6月23日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、ファンド情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表の記載事項が追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

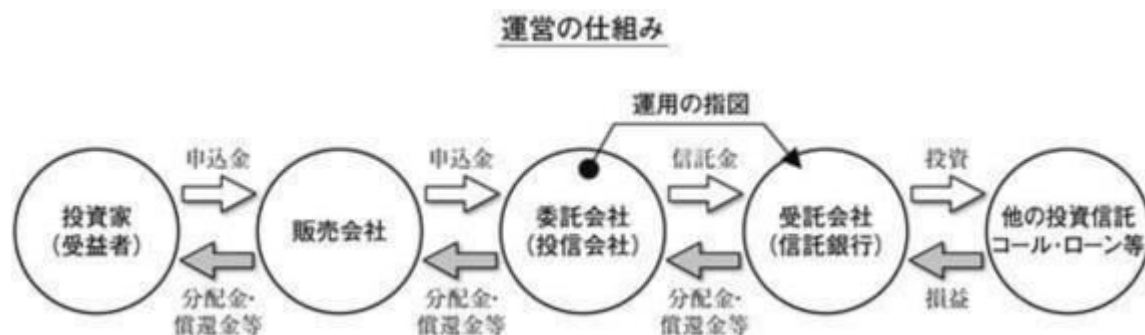
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

S M B C 日興証券株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2022年3月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

（八）大株主の状況

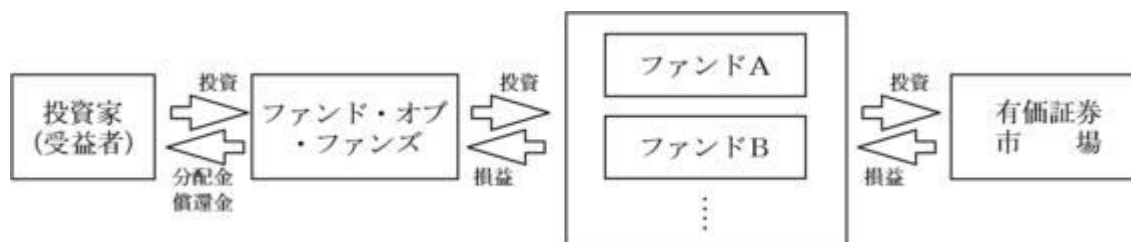
（2022年3月31日現在）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

（2）【投資対象】

<更新後>

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、指定投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

SMB Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

SMB Cファンドラップ・シリーズが投資対象とするマザーファンドおよび指定投資信託証券（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、2022年6月23日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。今後、指定投資信託証券の各運用会社の都合等により、記載内容が変更になることがあります。また、今後繰上償還などにより指定投資信託証券から除外される場合や、以下に記載した投資信託証券以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合があります。

1. SMDAM/FOFs用日本バリュース株F（適格機関投資家限定）

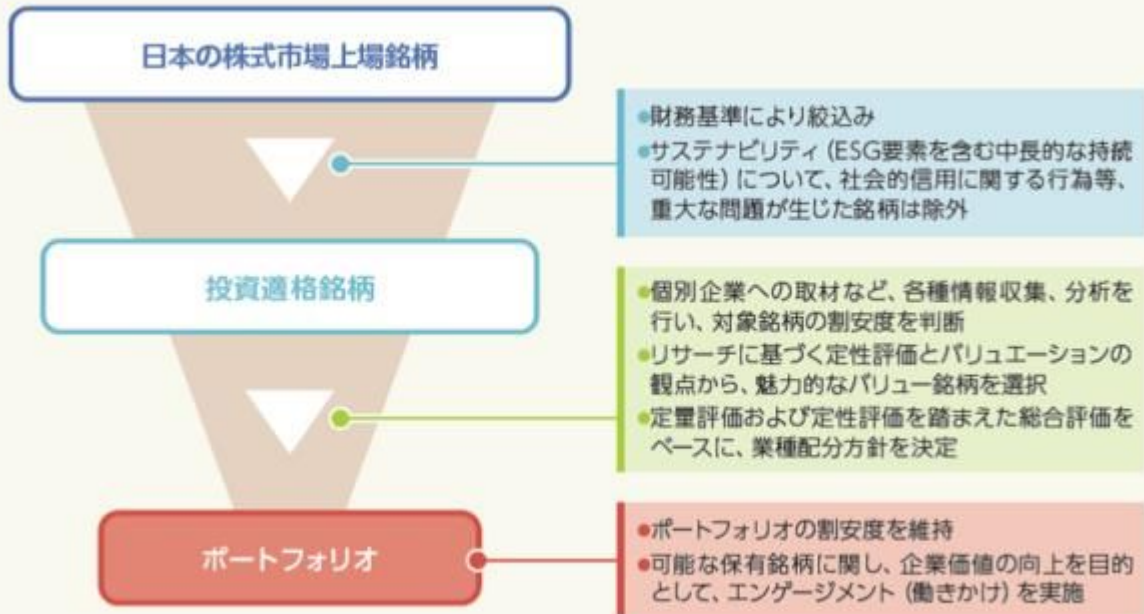
<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/国内/株式
運用基本方針	国内株式マザーファンド受益証券を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、バリュースを重視したアクティブ運用により、TOPIX（東証株価指数・配当込み）を中長期的に上回る投資成果を目指します。
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数・配当込み）
主要投資対象	国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①国内株式マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。 ②TOPIX（東証株価指数・配当込み）をベンチマークとし、バリュース・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ③マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2020年6月23日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.495%（税抜0.45%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）
ベンチマークについて	TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）に帰属します。J P Xは、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、J P Xは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。
その他	—

<投資信託委託会社の概要>

- 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
- 国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2022年4月現在のものであり、今後変更される場合があります。

2-①. ノムラFOF s用・ジャパン・アクティブ・グロース（適格機関投資家専用）

<指定投資信託証券の概要>

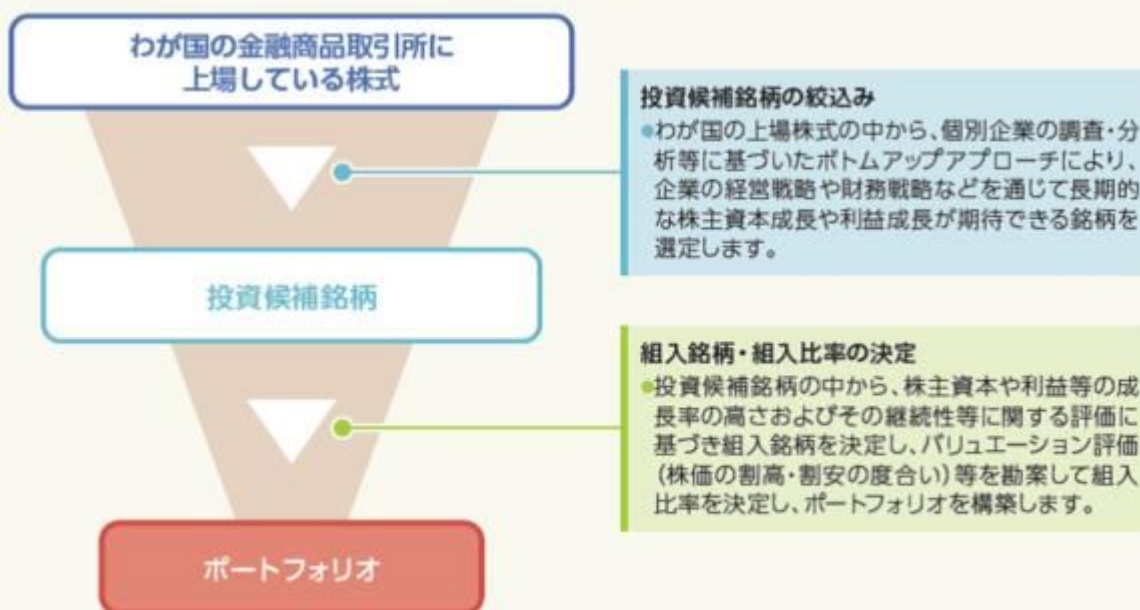
投資信託委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	株式会社りそな銀行 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信／国内／株式
運用基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ベンチマーク	ー (参考指数：TOPIX (東証株価指数))
主要投資対象	ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド (以下、「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 ①わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。 ②ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さ及びその継続性に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価（株価の割高・割安の度合い）等を勘案して組入比率を決定します。 ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ④株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。 ⑤非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑧投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
設定日	2019年3月29日
信託期間	無期限
収益分配	分配を行ないません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5885%（税抜：0.535%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.3%

その他費用等	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	—
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社（1959年設立）と野村投資顧問株式会社（1981年設立）が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

2-②. ティー・ロウ・プライス/ FOF s用 日本株式ファンド（適格機関投資家専用）

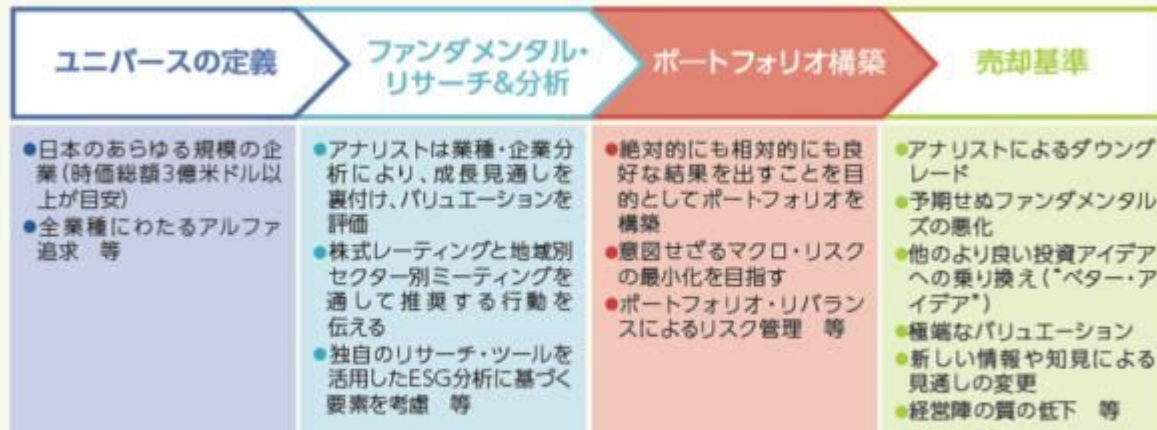
<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/国内/株式
運用基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	—
主要投資対象	ティール・ロウ・プライス 日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、成長性が高いと判断される日本の上場株式（上場予定の株式も含みます。）に投資を行います。また、優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券（ADR）、欧州預託証券（EDR）、グローバル預託証券（GDR）等の株式関連証券へ投資を行う場合があります。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 ③非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 ④市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③外国為替取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。 ④投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設定日	2019年6月24日
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.693%（税抜：0.63%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ①計理およびこれに付随する業務に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含みます。） ②監査費用 ③上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等 上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

<p>■ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティール・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。</p> <p>■ティール・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。</p>
--

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

（出所）ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

3-①、日興アセット/FOFs用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

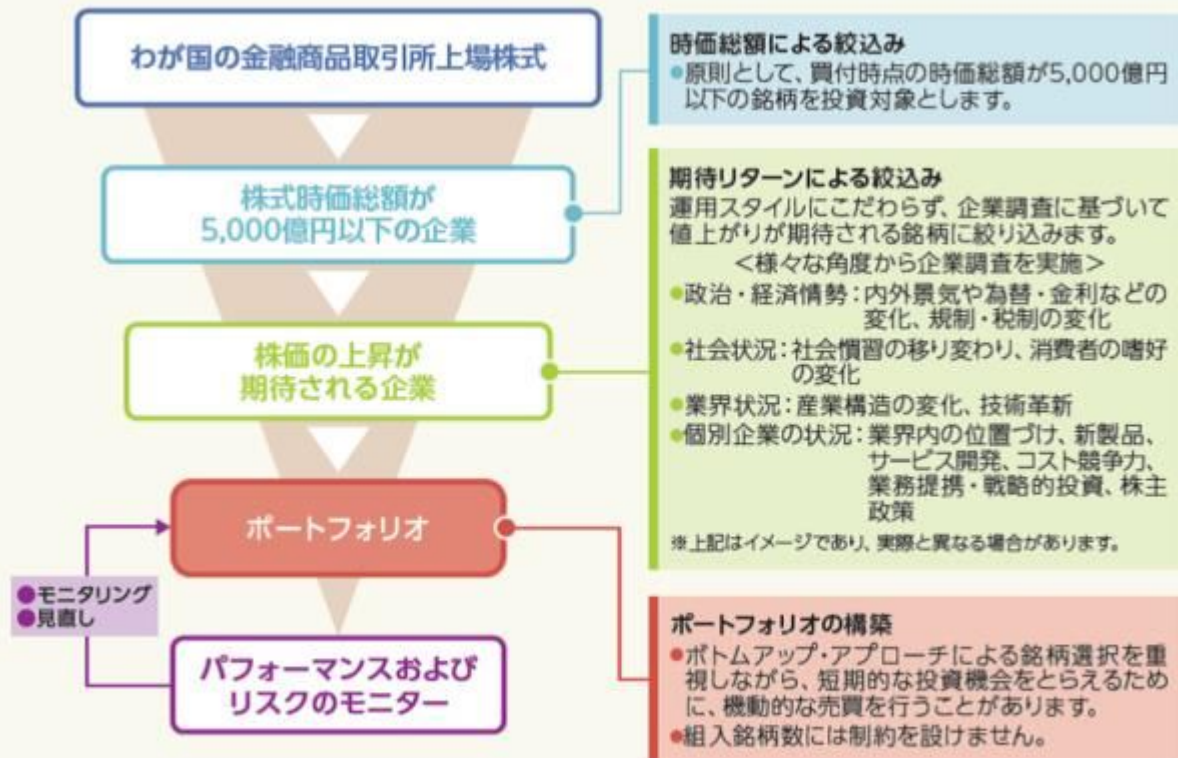
投資信託委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/国内/株式
運用基本方針	主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
設定日	2017年12月25日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.649%（税抜：0.59%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。 ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

<投資信託委託会社の概要>

■日興アセットマネジメント株式会社は、日本そしてアジアを代表する資産運用会社です。株式、債券、オルタナティブ、マルチアセットなど多様な資産クラスを対象とするアクティブ運用やETF（上場投資信託）を含むパッシブ運用など、革新的な投資ソリューションを提供しています。

■グローバルな視点を活かし、お客様のニーズにお応えする様々な商品の開発を推進するとともに、優れた運用パフォーマンスの実現を常に追求しています。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)日興アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

3-②: SBI/FOFs用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/国内/株式
運用基本方針	この投資信託は信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 投資銘柄の選定に当たっては、次のポイントを重視します。 (1)株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業 (2)株価水準、財務安定性、短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断 ②マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 ③資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 ④マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。 ②株式への実質投資割合には制限を設けません。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。 ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設定日	2017年12月21日
信託期間	無期限
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.594%（税抜：0.54%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

SBIアセットマネジメント株式会社は、1986年8月設立のSBIグループの資産運用会社です。フィンテックの先駆者であるSBIグループの一員として、お客様の資産形成に資するよう、グループのノウハウを結集し、お客様の資産形成に役立つ商品の開発・提供を行ってまいります。また、商品や商品の運用にかかわる情報については、タイムリーでかつ分かりやすい開示に努めます。

<投資助言会社>

エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社は、2001年12月設立の独立系の投資助言会社です。「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言を行っています。

〔 助言銘柄選定プロセス 〕

■投資助言会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)SBIアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

4-①. ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリューストック株式ファンド（適格機関投資家専用）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/海外/株式
運用基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティール・ロウ・プライス 米国大型バリューストックマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券（ADR）といった株式関連の証券へ投資をします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式の中で、過去の株価水準や企業の本質的価値に比べて、相対的に割安であると判断される大型株式を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。 ②マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティール・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。 *委託会社およびその関連会社をいいます。 ③マザーファンドの運用に関する権限を、ティール・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（米国）、ティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（英国）、ティール・ロウ・プライス・香港・リミテッド（香港）、ティール・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド（シンガポール）およびティール・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア）に委託します。 ④実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ⑤市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。 ③デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。 ④外国為替予約取引の利用（実質利用も含まれます。）は為替変動リスクを回避するために行うことができます。 ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%（税抜：0.58%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

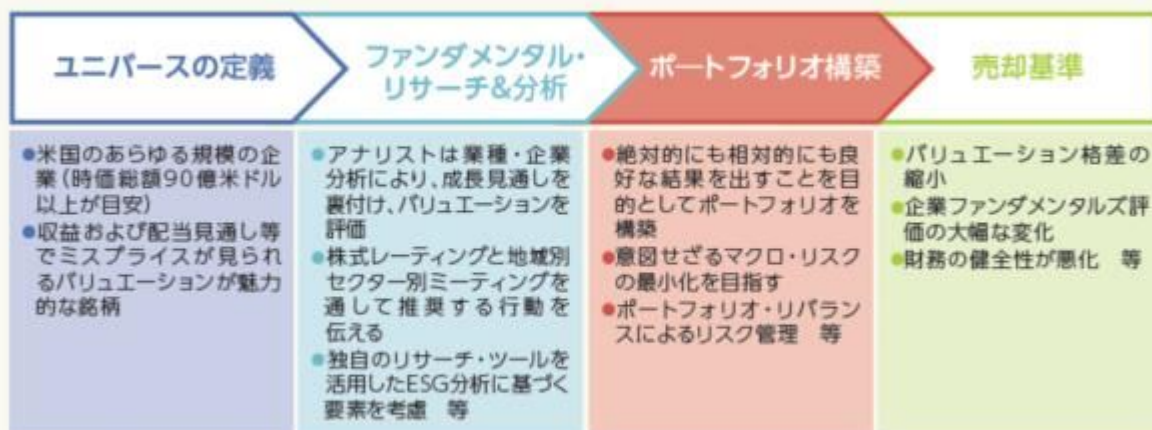
その他費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ①計理およびこれに付随する業務に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含みます。） ②監査費用 ③上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等 上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

<p>■ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティール・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。</p> <p>■ティール・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。</p>
--

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクその他4社が行います。



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

（出所）ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

4 - ②. ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド（適格機関投資家専用）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
基本的性格	追加型投信／海外／株式
運用基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券（ADR）といった株式関連の証券へ投資をします。
投資態度	<p>①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の株式の中で、業界での地位が高く、経験豊富な経営陣と強固な財務基盤を有すると判断される株式を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。</p> <p>②マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス*のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。 *委託会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>③マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（米国）、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（英国）、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド（香港）、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド（シンガポール）およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア）に委託します。</p> <p>④実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>

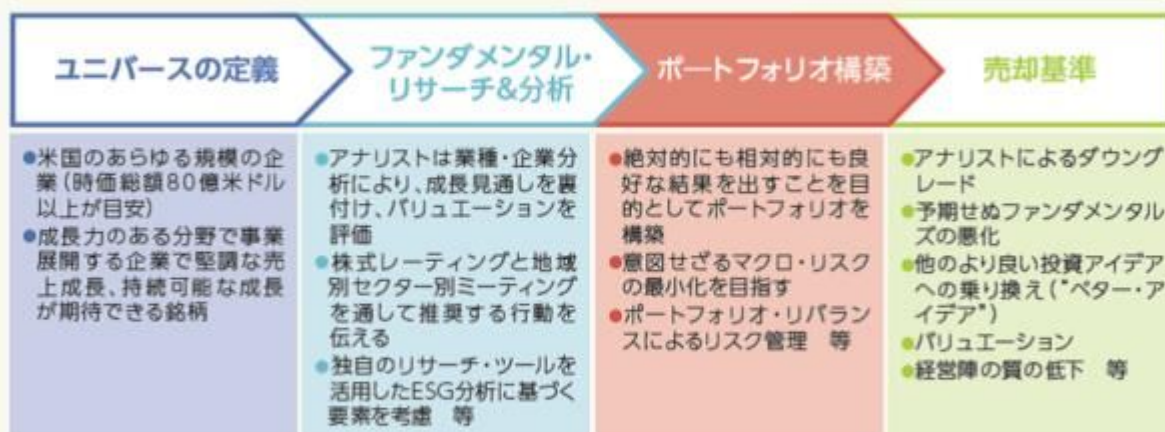
主な投資制限	<p>①株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>③デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。</p> <p>④外国為替予約取引の利用（実質利用も含まれます。）は為替変動リスクを回避するために行うことができます。</p> <p>⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%（税抜：0.58%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>①計理およびこれに付随する業務に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含みます。）</p> <p>②監査費用</p> <p>③上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等</p> <p>上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

- ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。
- ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの他4社が行います。



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

（出所）ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

5. シュローダー／FOFs用欧州株F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

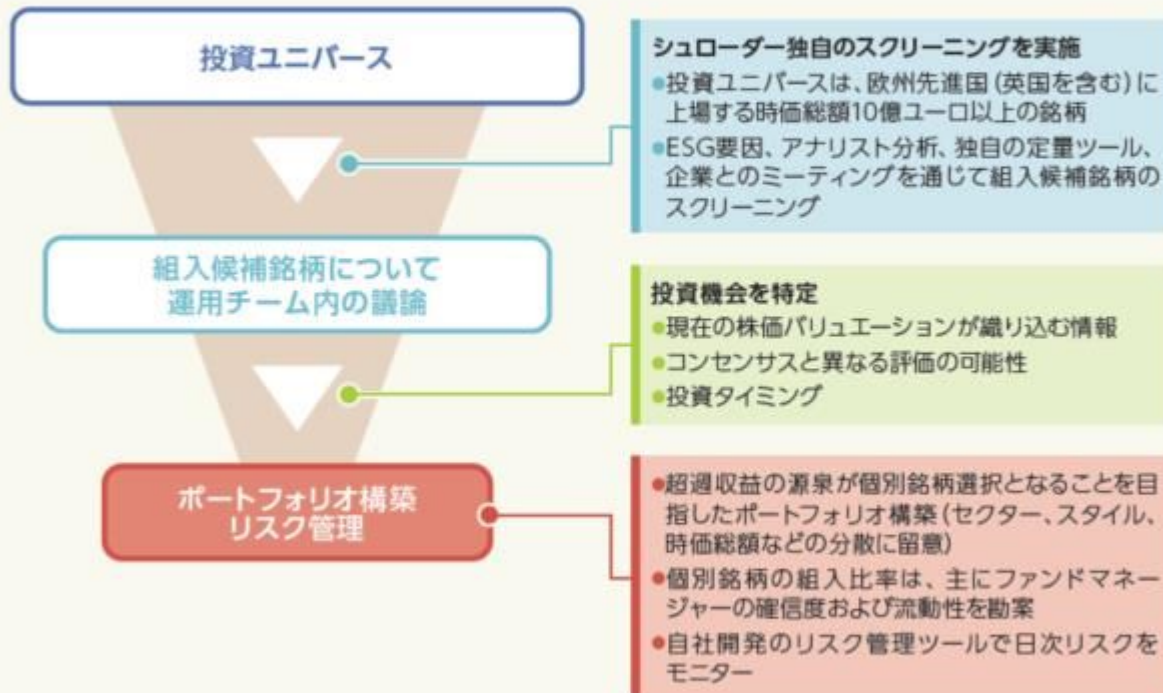
投資信託委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
商品分類	追加型投信／海外／株式
運用基本方針	主としてシュローダー・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の株式等に投資を行うことにより、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	－
主要投資対象	シュローダー・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド受益証券
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に欧州各国の株式等およびそれに準ずるものについて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長を目指します。 ②株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況また市況等を勘案し、弾力的に変更します。 ③国別の実質投資配分については各国の市場動向等投資環境を勘案し、弾力的に変更します。 ④実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。 ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時（毎年7月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日）に、委託会社は、分配対象額および市況動向等を勘案し収益分配金額を決定します。ただし、市況動向等によっては、収益分配を行わない場合があります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.55%（税抜0.50%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用、信託事務の処理等費用（監査費用等）等を信託財産でご負担いただきます。（これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）
決算日	毎年7月25日（当該日が休業日の場合は翌営業日）
ベンチマークについて	－
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

シュローダー・グループについて	<p>■1804年の創業以来、200年を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。</p> <p>■英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。</p> <p>■1870年(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅―横浜駅間)の資金調達に貢献しました。</p> <p>■1974年、東京事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。</p>
-----------------	--

〔運用プロセス〕

- マザーファンドの実質的な運用は、シュローダーの欧州株式チームが行います。
- 詳細な個別銘柄分析に基づき、ファンドマネージャーとアナリストが多面的な議論を行うことで投資判断の質の向上を図り、厳選した銘柄によってポートフォリオを構築します。



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

6-①. G I M / F O F s 用新興国株F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/海外/株式
運用基本方針	主としてG I M エマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	M S C I エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）
主要投資対象	マザーファンドを通じて以下の投資対象に投資を行います。 ①世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。ここで「新興国」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。 ②上記①の株式には、以下の有価証券を含みます。 イ、上記①の株式にかかる預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。） ロ、金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち、上記①の株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または上記①の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「カバード・ワラント」といいます。） ハ、社債（外国法人の発行するものを含みます。）のうち、上記①の株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または上記①の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「株価連動社債」といいます。）
投資態度	マザーファンドを通じて、以下の運用を行います。 ①主に、上記主要投資対象①の株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行います。 ③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	①株式への投資には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ③有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。 ④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤デリバティブ取引等を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。
信託期間	無期限

収益分配	<p>計算期間終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>①分配対象額の範囲 計算期間終了日における、信託約款に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。</p> <p>②収益分配金の分配方針 委託者は、上記①の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>③収益を留保した場合の留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.836%（税抜：0.76%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税等を信託財産から支弁します。（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIEマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は、同社が発表したMSCIEマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の日本拠点です。
- 当社グループは、日本市場の成長性に着目し、1971年東京に駐在員事務所を開設以来、85年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく90年には投資信託業務に参入するなど、わが国においても40年以上の歴史を培ってまいりました。

<運用再委託先>

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

J.P.モルガン・アセット・マネジメント*の米国（ニューヨーク）拠点で、南北アメリカ地域を中心として資産運用を提供しています。

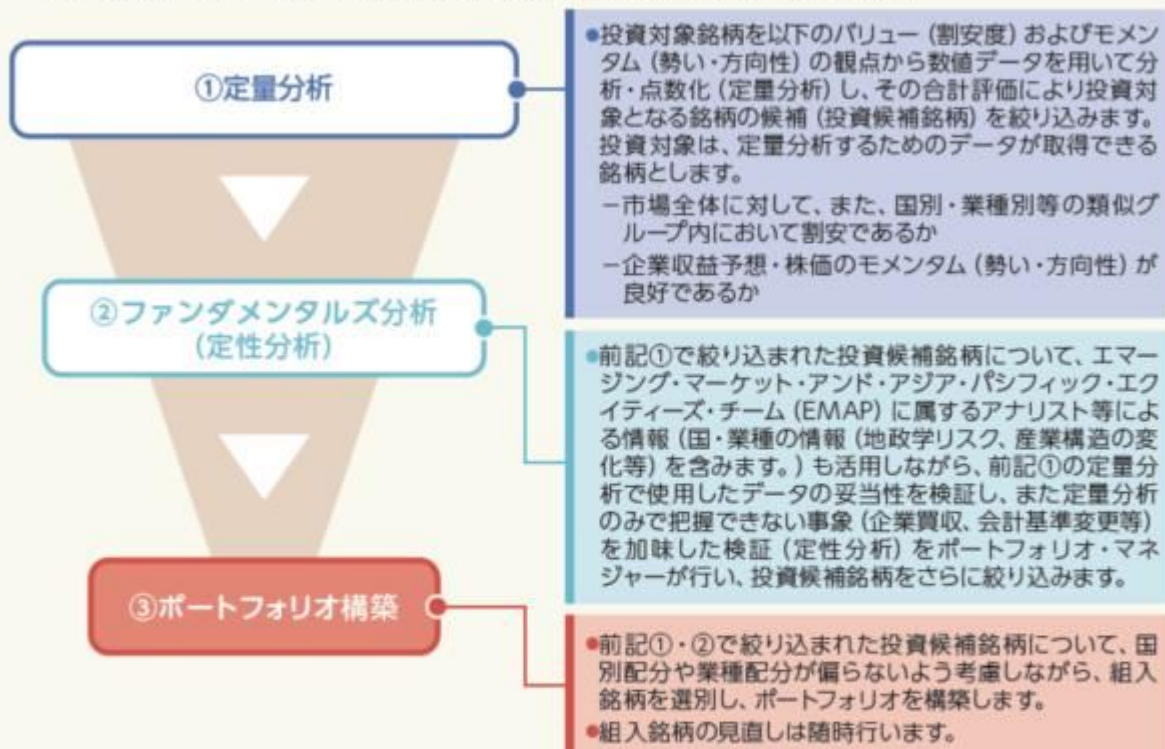
* J.P.モルガン・アセット・マネジメント

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界最大級の資産運用グループです。

約150年以上にわたる長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが行います。
 なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。



ESG*投資について

マザーファンドの運用プロセスにおいて、環境、社会、そしてガバナンス面（企業統治）の要素が、投資対象候補銘柄のリスク要因となり得るかどうかを分析・評価しています。なお、この評価のみが投資判断を決定付けるものではなく、リスク要因を十分考慮しつつも、リスクが認められる銘柄を組み入れる可能性や、当該銘柄を継続的に保有する可能性があります。

*[ESG]とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

6 - ②. Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス (Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus)

<指定投資信託証券の概要>

管理会社	アムンディ・ルクセンブルク エス・エイ (Amundi Luxembourg S.A.)
投資運用会社	アムンディ・アセットマネジメント (Amundi Asset Management)
基本的性格	ルクセンブルク籍外国投資法人/米ドル建て
運用基本方針	新興国における家計消費、国内投資やインフラ開発等により恩恵を受けるであろう新興国の内需関連銘柄へ主に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を目標とした運用を行います。アムンディ独自のESGスコアにつき、ポートフォリオのスコアがベンチマークのスコアより高くなるよう運用します。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス
主要投資対象	新興国企業の株式および新興国企業の株式リンク商品、またPノートも投資対象となる場合があります。
設定日	2007年10月16日
信託期間	無制限
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
管理報酬および その他費用等	年率0.50%
毎計算期間終了日	毎年6月30日
ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。
その他	-

<投資運用会社の概要>

■欧州を代表する資産運用会社であるアムンディは、35カ国を超える国と地域で、1億を超える個人投資家、機関投資家および事業法人のお客さまに、伝統的資産や実物資産のアクティブおよびパッシブ運用による幅広い種類の資産運用ソリューションを提供しています。

■世界6つの運用拠点、財務・非財務のリサーチ能力および責任投資への長年の取り組みにより、アムンディは資産運用業界の中心的存在です。

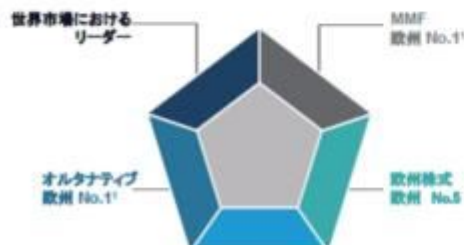
■クレディ・アグリコル・グループ傘下で、ユーロネクスト・パリ市場に上場するアムンディは、現在、約260兆円*の資産を運用しています。

* 2022年3月末現在

弊社の特徴としましては以下の点が挙げられます。

・総合的な商品提供

- 真にグローバルな運用プラットフォーム
- 複数の地域、アセットクラス、運用スタイルにわたる360度の金融情報と専門知識に依拠
- 持続可能なアルファ、イノベーションおよびインプリメンテーションの卓越性の実現を指向
- 経験豊かな専門的運用担当者



1) Source: Amundi figures as of 31/03/2021.

- ・ ESG投資、責任投資に対する強いコミットメント
 - － 2021年までにポートフォリオの100%ESG化にコミットメント
 - － 議決権行使にも反映



1. Open-ended funds actively managed only.

Source: Amundi AM, data as of end-march 2021. Information given for indicative purposes only, may be changed without prior notice.

- ・ 多様な投資家にサービスを提供する、信頼されるパートナー

- － 1億人のリテール顧客
- － 1,000社の販売会社
- － 1,000以上の機関投資家
- － 40カ国以上でビジネスを展開

顧客タイプ別運用資産の内訳(%)¹⁾



- ・ 機関投資家、専業会社および保険会社
- ・ パートナー・ネットワーク
- ・ 販売会社
- ・ 合弁企業

1) Source: Amundi figures as of 31/3/2021.

〔運用プロセス〕

- 当ファンドの運用プロセスは、主にファンダメンタル分析を中心としたアクティブなアプローチを基盤としています。
- 当ファンドの組入対象銘柄は、売上または収益の過半を新興国からあげている世界(先進国を含む)の上場企業が中心となります。
- 収益源泉の要素は、国別配分、セクター配分、銘柄選択と3つあり、新興市場固有の運用やリスクにおける特徴を考慮するために十分試行されたトップダウンとボトムアップの要素を持ち合わせたアプローチに組み込まれています。

新興国ユニバース：25,000銘柄

投資可能ユニバース：1,900銘柄

ウォッチリスト：400銘柄

1.流動性およびアクセス

- ユニバースをフィルタリング
 - 1日最低3百万ドルの売買取引
 - 経営陣へのアクセス
 - ESG・SRIフィルター

2.トップダウン

- 国・セクター配分

2.ボトムアップ

- 銘柄選択

3.ポートフォリオ構築

- ポジションサイズ
 - ESGリスクの継続モニタリング
 - バリュエーションの上方余地と定性ランキング
 - 厳密な流動性管理

最終ポートフォリオ
約150銘柄

※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アムンディ・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

7. 三井住友/FOFs用日本債F（適格機関投資家限定）

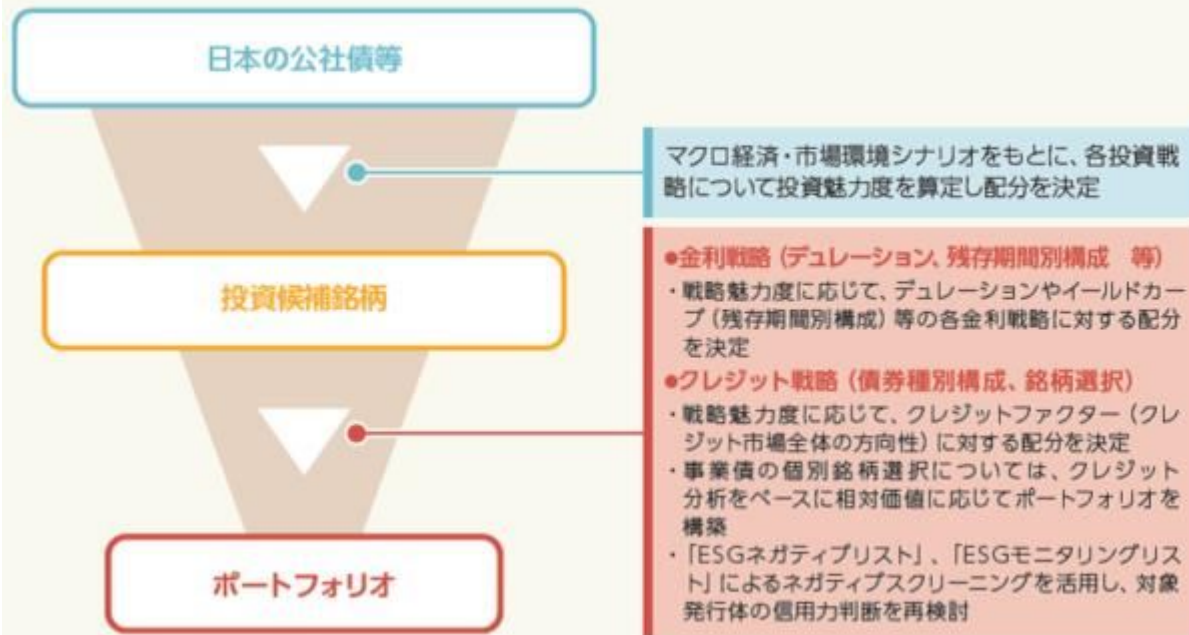
<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/国内/債券
運用基本方針	主として国内債券マザーファンド（B号）受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
ベンチマーク	NOMURA-BPI（総合）
主要投資対象	国内債券マザーファンド（B号）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主として国内債券マザーファンド（B号）受益証券に投資を行い、中長期的にNOMURA-BPI（総合）（ベンチマーク）を上回る投資成果を目指して運用を行います。 ②国内債券マザーファンド（B号）受益証券等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。 a. 主としてわが国の公社債に投資します。 b. 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。
主な投資制限	①外貨建資産への投資は行いません。 ②国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付を得ていることを条件とします。 ③上記②の債券について、いずれの格付機関の格付もBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への実質投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への実質投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	年1回（原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、委託会社が基準価額・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.1815%（税抜0.165%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	「NOMURA-BPI（総合）」とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。「NOMURA-BPI（総合）」は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

<p>■三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。</p> <p>■国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。</p>
--

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

8. ブラックロック/FOFs用米国債F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/海外/債券
運用基本方針	主として米ドル建ての公社債（国債、政府機関債、社債、MBS、CMB S、ABS等）に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行いません。
ベンチマーク	ブルームバーグ米国総合インデックス（円ベース）
主要投資対象	ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債（国債、政府機関債、社債、MBS、CMB S、ABS等）に投資します。 ②ブルームバーグ米国総合インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ③公社債の投資においては、原則として投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものへの実質投資割合を信託財産の純資産の90%以上とすることを目指します。 ④デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。 ⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに外国債券等にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	原則として、年1回の毎決算時（原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.319%（税抜0.29%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査報酬等を信託財産から支弁します。（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）

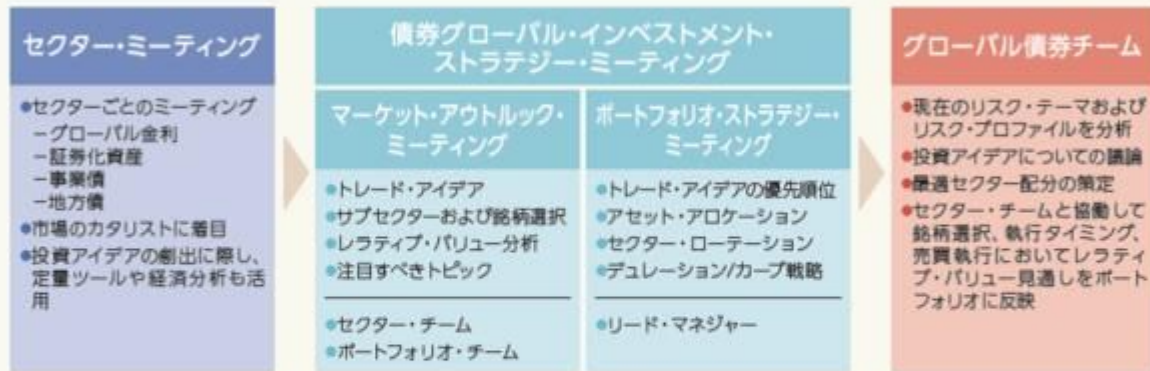
ベンチマークについて	ブルームバーグ米国総合インデックス（Bloomberg U.S. Aggregate Index）とは、米ドル建ての固定利付投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわす債券インデックスです。
その他	当ファンドは、原則としてファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

ブラックロックは、世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。グループの持ち株会社である「ブラックロック・インク」はニューヨーク証券取引所に上場されています。当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが行います。



ESG投資について

- 当戦略は、ESGに特化した戦略ではないため、特定のESG目標、もしくはポートフォリオ構築の過程でESGスクリーニングやESGフィルトを実施していません。
- 一方、リスク管理の一環として、銘柄選択の過程で発行体のビジネスモデルの評価や財務情報分析と並行してESGのリスク分析を実施しており、ファンダメンタルズや財務情報では捉えることが難しい環境・社会・ガバナンスの観点からの発行体リスクを評価しています。

※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ブラックロック・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

9. ドイツェ/FOFs用欧州債F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

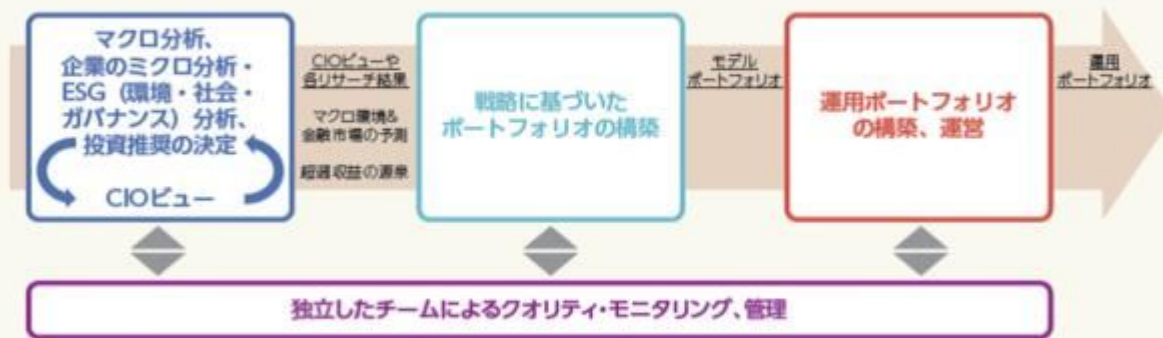
投資信託委託会社	ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/海外/債券
運用基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円ベースヘッジなし）
主要投資対象	ドイツェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州通貨建てで発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
投資態度	①主としてマザーファンド受益証券を通じて、欧州諸国の現地通貨建て公社債を主要投資対象とします。 ②ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。 ③実質組入外貨建て資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④マザーファンドの運用の指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbHに委託します。 ※資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ②外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売却益（評価益を含みます。）等の全額とし、基準価額の水準等を勘案して分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.528%（税抜0.48%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は信託財産中から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）
ベンチマークについて	「ブルームバーグ [®] 」及び「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス」は、Bloomberg Finance L.P.及び、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはドイツェ・アセット・マネジメント株式会社とは提携しておらず、また、同社が運用する商品等を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、同社が運用する商品等に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社は、ドイツ銀行グループの資産運用部門の日本における拠点であり、投資信託ビジネス・機関投資家向け運用ソリューションの提供における長年の経験、ノウハウおよび実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスを提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確に応えることを目指します。

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、DWSインターナショナルGmbHが行います。



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ドイチェアセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

10. FOFs用新興国債F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	みずほ信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/海外/債券
運用基本方針	新成長国債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます（一般的には、開発途上国、エマージング諸国と呼ばれる国を含みます。）。
参考指標	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
主要投資対象	新成長国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。</p> <p>②信託財産は、マザーファンドを通じて主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長国の政府・政府関係機関等が発行する債券 ・国際機関の発行する債券 ・1989年のプレディ提案に基づいて新成長国が発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券（プレディ債） ・社債 ・アセットバック証券 ・モーゲージ証券 ・仕組み債 <p>③信託財産は、マザーファンドを通じて米ドル建ての債券を中心に投資を行いますが、その他の新成長国通貨を含むいずれの通貨建ての証券にも投資することができます。なお、米ドル以外の通貨建て証券に関しては、原則として米ドルに為替ヘッジします。</p> <p>④投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長国単一国への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 <p>⑤実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。</p> <p>⑥ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ビー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用の指図に関する権限（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）を委託します。</p>
主な投資制限	<p>①株式への投資は転換社債を転換、新株引受権を行使および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、株式への実質投資割合は、信託財産の10%以下とします。</p> <p>②同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p>

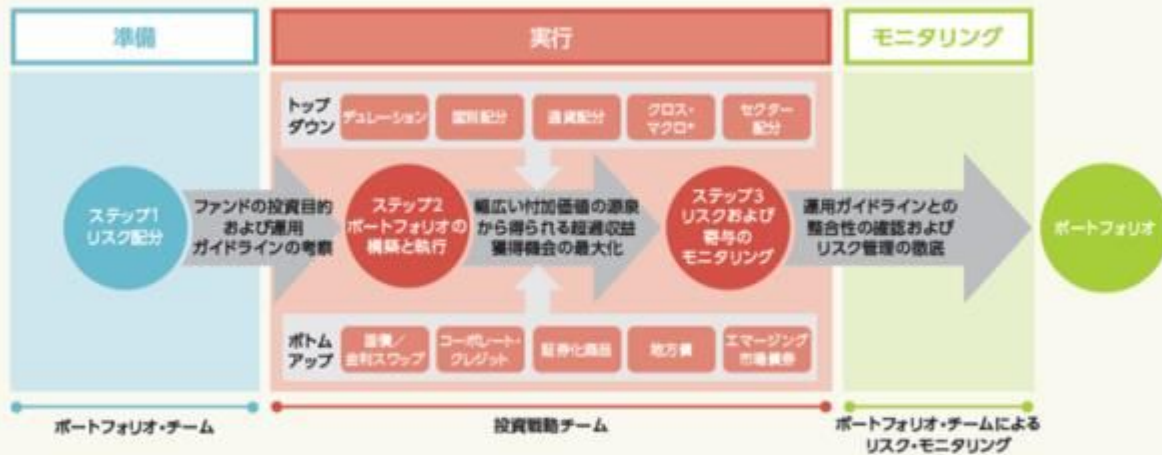
	<p>③投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>④外貨建資産の組入れについては制限を設けません。</p> <p>⑤同一銘柄の債券への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。</p> <p>⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>⑦同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>⑧デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>⑨新成長国の現地通貨建資産への実質投資割合は、信託財産の30%以下とします。</p> <p>⑩デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑪一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>年1回決算を行い、毎計算期末（毎年7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。</p> <p>②分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.704%（税抜0.64%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支弁します（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
参考指標について	—
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

<p>■ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。</p> <p>■ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しています。</p>

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの他2社が行います。



*[クロス・マクロ]とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。上記の運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。

(出所)ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

11. SMDAM/FOFs用J-REIT（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/国内/不動産投信
運用基本方針	J-REITマザーファンド受益証券を通じて、わが国の不動産投資信託証券 [®] （以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 ※わが国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
ベンチマーク	東証REITインデックス（配当込み）
主要投資対象	J-REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① J-REITマザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主としてJ-REITを投資対象とします。 ② 東証REITインデックス（配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ③ 銘柄選定は、個別銘柄の流動性、成長性・収益性などを勘案して行います。 ④ マザーファンドの運用に当たっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2020年6月23日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.319%（税抜0.29%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を算出対象とした時価総額加重型の指数で、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社が算出・公表しています。 東証REIT指数に関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）に帰属します。J P Xは、東証REIT指数の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数にかかる商標または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、J P Xは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。
その他	-

<投資信託委託会社の概要>

■三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

<投資助言会社>

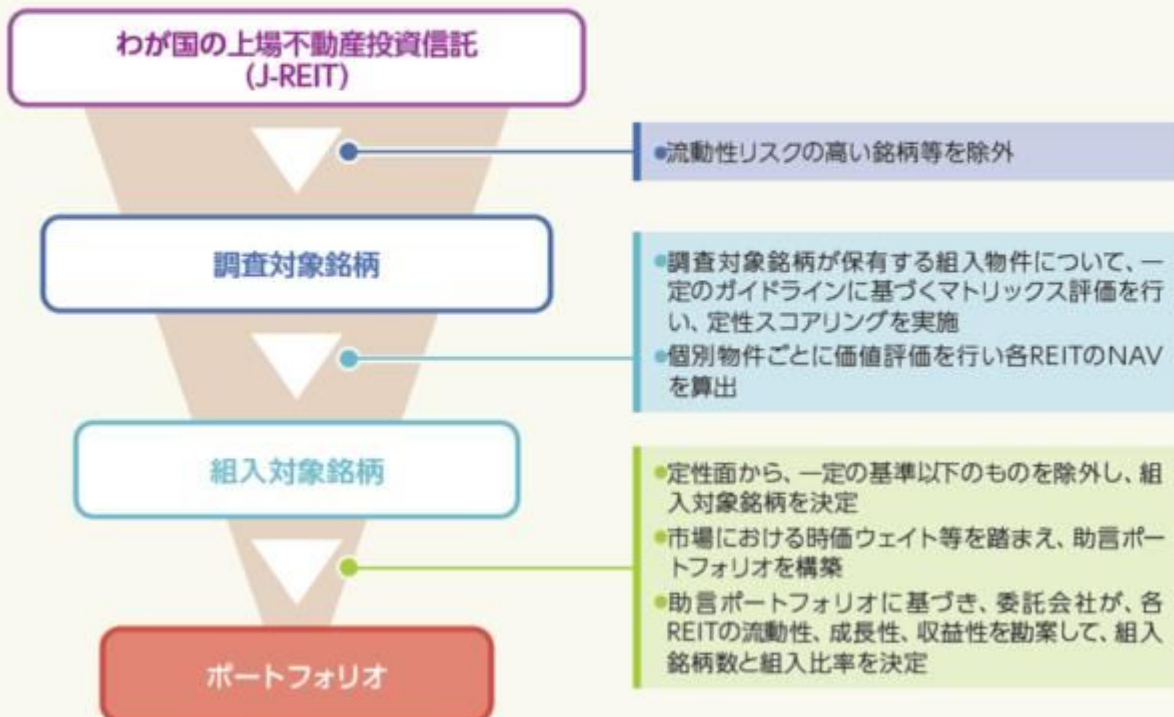
■三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、2018年10月に三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を統合しました。

■経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、投資家の長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。

■J-REIT運用においては、不動産の分野に特化したシンクタンクである三井住友トラスト基礎研究所の分析情報を活用するなど、グループの総力を結集した質の高い運用商品を提供しています。

〔運用戦略・運用プロセス〕

- マザーファンドの運用にあたっては、三井住友トラスト・アセットマネジメントより投資助言を受けます。同社は、三井住友信託銀行の不動産事業が有する各REITの保有個別物件の調査・分析情報、三井住友トラスト基礎研究所が有するREIT運用会社の調査・分析情報など、グループ内の不動産関連情報を最大限に活用します。



※上記の運用プロセスは2022年4月現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

12. 大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信／海外／不動産投信
運用基本方針	外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とすることにより、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
ベンチマーク	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）
主要投資対象	外国リートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①外国リートマザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 ②運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「パリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。 ③S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ④マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。 ⑤実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（マザーファンドおよび金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して 150億円までの部分 年率0.66%（税抜0.60%） 150億円超500億円までの部分 年率0.605%（税抜0.55%） 500億円超の部分 年率0.55%（税抜0.50%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に利率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	S&P先進国REIT指数（除く日本）（以下「当指数」）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に付与されています。当指数に対する一切の権利はS&P Globalの一部門であるSPDJIに帰属し、全部または一部を問わずSPDJIの書面による承諾なく再流通または再生産させることは禁じられております。S&P [®] はS&P Globalの登録商標で、Dow Jones [®] はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標です。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数が当該資産クラスまたはセクターを正確に表象しているかについていかなる表明も保証も行いません。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数またはそれに含まれるデータの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）とは、米ドルベースのS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）を委託会社が円換算したものです。
その他	-

<投資信託委託会社の概要>

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。運用再委託先のプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。プリンシパルは約60年にわたる不動産投資の実績を有しており、公算不動産エクイティ（REIT）のほか、私算不動産エクイティ、私算不動産デット、公算不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

〔運用プロセス〕

■ マザーファンドの実質的な運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーが行います。



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

13. パインブリッジ/FOFs用コモディティF（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/海外/その他資産(商品)
運用基本方針	主として「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index SM (以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。)の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券(以下「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資することで、ブルームバーグ商品指数(円換算)と概ね連動する投資成果を目指します。 ②実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ③資金動向や市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	①株式への直接投資は行いません。 ②マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 ③実質組入れの外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、以下の方針に基づいて分配を行います。 利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内で分配を行うこととし、分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.396%(税抜0.36%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料や、資産を外国で保管する場合の保管費用等を信託財産から支払います。(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)
インデックスについて	Bloomberg Commodity Index SM (ブルームバーグ商品指数)は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。 ※ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)および「ブルームバーグ(Bloomberg [®])」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

<p>■パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。</p> <p>■「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。</p>
--

14-①. SOMPO/FOFs用日本株MN（適格機関投資家限定）

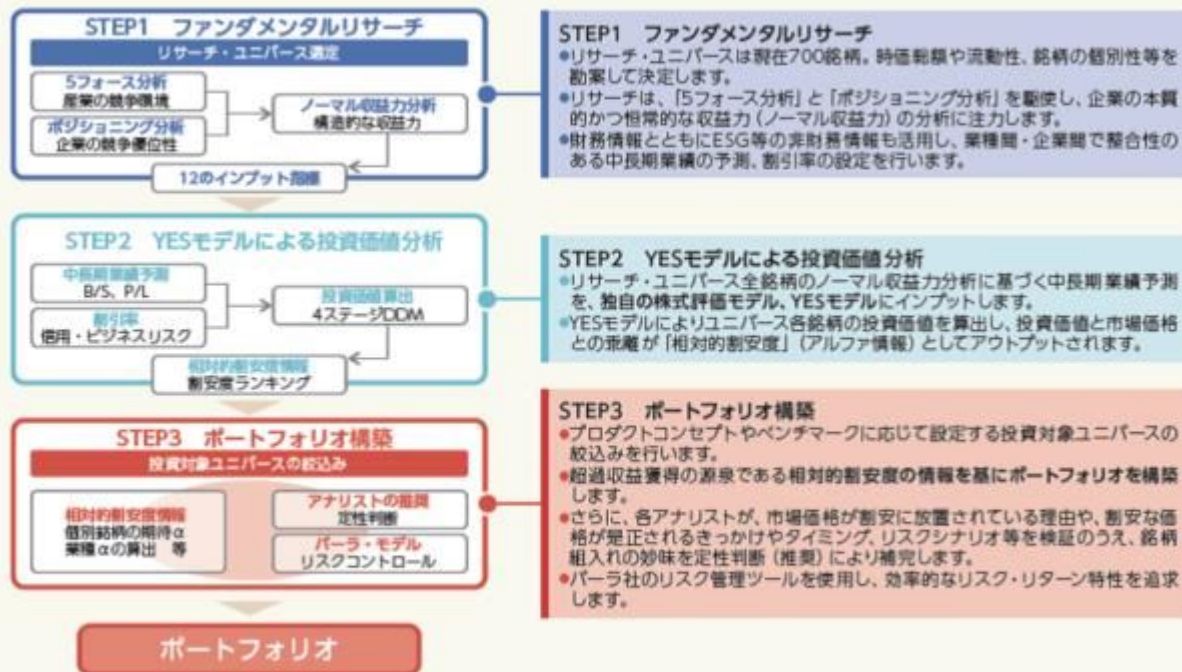
<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/国内/株式/特殊型(絶対収益追求型)
運用基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的とします。
ベンチマーク	—
主要投資対象	SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。
投資態度	①SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象に、株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②親投資信託の株式ポートフォリオにおいて株式市場全体に対する超過収益の獲得を狙う運用に、同額程度の株価指数先物の売り建てヘッジを組み合わせて、絶対収益の獲得を目指します。 ③資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
収益分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.407%（税抜：0.37%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する監査報酬、租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	—
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

<p>■ SOMPOアセットマネジメント株式会社は、1986年に設立された資産運用会社です。</p> <p>■ SOMPOホールディングス（100%）を株主としたグループの資産運用の中核会社として、また、「資産をお預けいただいたお客さまにベンチマーク以上の運用成果をもたらし、中長期の資産形成に貢献すること」を存在意義とするアクティブ・バリュー・マネージャーとして、常に運用成績の向上に取り組んでおります。</p>

〔 現物株式の運用プロセス 〕



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)SOMPOアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

14-③. ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

<指定投資信託証券の概要>

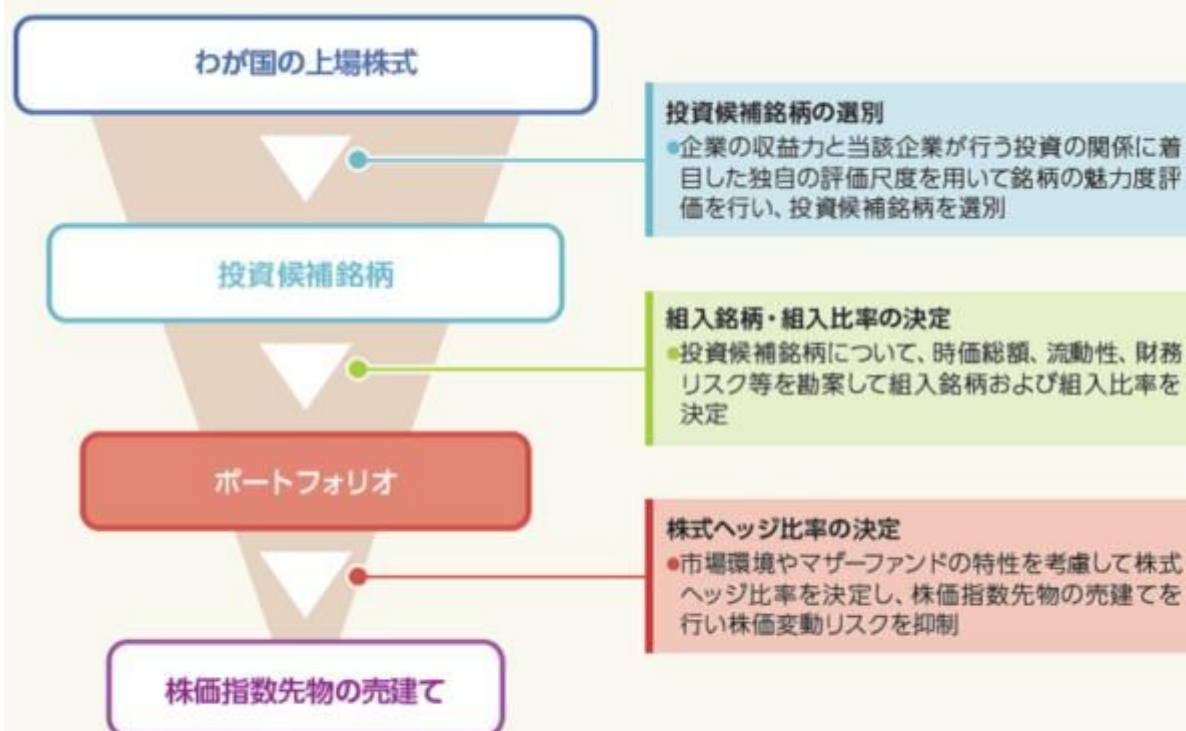
投資信託委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
基本的性格	追加型投信/国内/株式/特殊型(絶対収益追求型)
運用基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	野村日本株IPストラテジー マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数）を対象とした株価指数先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を主要取引対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。
投資態度	<p><ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）></p> <p>マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、TOPIXを対象とした株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</p> <p>①マザーファンド受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引を活用します。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行ないません。マザーファンド受益証券への投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境やマザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行なうことを基本とします。</p> <p>②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の70%～90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先物取引を行なうにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲とならない場合があります。</p> <p>③非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p><野村日本株IPストラテジー マザーファンド></p> <p>わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。</p> <p>①株式への投資にあたっては、企業の収益力と当該企業が行なう投資の關係に着目した独自の評価尺度を用いて銘柄の魅力度評価を行ない、投資候補銘柄を選別します。</p> <p>②ポートフォリオの構築にあたっては、当該投資候補銘柄について、時価総額、流動性、財務リスク等を勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。</p> <p>③株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>④非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p><ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）></p> <p>①株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>⑧投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。</p> <p>⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>

設定日	2019年6月20日
信託期間	無期限
収益分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4235%（税抜：0.385%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.15%
その他費用等	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	－
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社（1959年設立）と野村投資顧問株式会社（1981年設立）が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2022年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

14-③. SMDAM/FOFs用日本グロース株MN（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

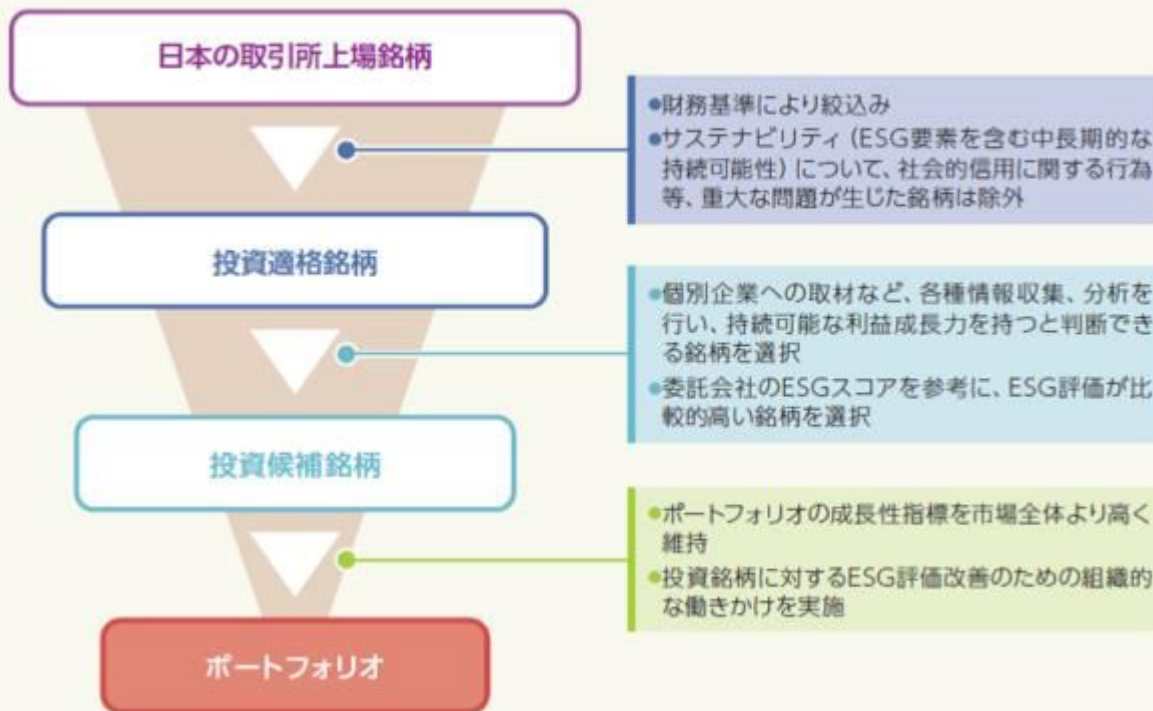
投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/国内/株式/特殊型(絶対収益追求型)
運用基本方針	日本グロース株MNマザーファンド受益証券を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	-
主要投資対象	日本グロース株MNマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①日本グロース株MNマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。 ②銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。 ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③外貨建資産への直接投資は行いません。
設定日	2019年6月20日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.385%（税抜：0.35%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）

ベンチマークについて	-
その他	-

<投資信託委託会社の概要>

<p>■三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。</p> <p>■国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。</p>
--

〔 現物株式の運用プロセス 〕



※上記の運用プロセスは2022年4月現在のものであり、今後変更される場合があります。

15. キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

<マザーファンドの概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	－
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	－
その他	－

<投資信託委託会社の概要>

- 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
- 国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

3【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは、以下(1)から(10)の項目のうち 印のものとなります。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
F W日本バリュー株										
F W日本グロース株										
F W日本中小型株										
F W米国株										
F W欧州株										
F W新興国株										
F W日本債										
F W米国債										
F W欧州債										
F W新興国債										
F WJ-REIT										
F WG-REIT										
F Wコモディティ										
F Wヘッジファンド										

F W日本グロース株およびF W日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

(1) 価格変動リスク

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、REIT、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 流動性リスク

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドの実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3) 株式投資のリスク

< 株価変動に伴うリスク >

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

< 信用リスク >

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの

基準価額が下落するおそれがあります。

(4) 債券投資のリスク

<金利変動に伴うリスク>

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

<信用リスク>

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5) 外国証券投資のリスク

<為替リスク>

S M B C ファンドラップ・シリーズで実質的に外貨建資産へ投資を行うファンドは、為替変動のリスクが生じます。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<新興国への投資のリスク>

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6) 不動産投資信託（REIT）固有のリスク

<価格変動リスク>

不動産投資信託の価格は、以下のような要因により変動します。

- ・保有不動産等の評価額の変動
- ・組入資産（不動産）の入替え等による変動
- ・当該不動産投資信託が借入れを行っている場合の金利支払い等の負担の増減
- ・建築規制や税制などの変更に伴う市況の変化
- ・人災、自然災害等の偶発的な出来事による不動産の劣化や滅失、毀損

上記などにより、不動産価格が下落した場合、不動産投資信託の価格も下がり、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

< 分配金の変動 >

不動産投資信託の分配金の原資は、不動産等から得られる賃貸収入が主なものです。賃貸収入は、賃貸料の下落や空室の発生等により減少する可能性があります。この場合、分配金はこれらの影響を受ける可能性があります。投資対象となる不動産の管理や修繕等にかかる費用が増えると、分配金に影響を及ぼします。

< 信用リスク、その他 >

不動産投資信託の信用状態が悪化した結果、債務超過や支払不能となった場合、大きな損失が生じるおそれがあります。また、取引所の上場廃止基準に抵触した場合、当該不動産投資信託の上場が廃止される可能性があります。

(7) 商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

SMB Cファンドラップ・シリーズで実質的にコモディティへ投資を行うファンドは、商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(8) マーケット・ニュートラル戦略固有のリスク

マーケット・ニュートラル戦略とは、株式市場等の全体の動きに依存して変動する要素（マーケット・リスク）を、当該市場を対象とした株価指数先物を売建てることなどにより、株式等のポートフォリオから可能な限り排除することを目指した戦略です。したがって、組入れている現物株式の株価が上昇しても、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、現物株式と株価指数先物との連動率が低い場合などは、ヘッジの効果が十分に上がらない可能性もあります。

(9) デリバティブ取引のリスク

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的や効率的な運用に資する目的等で、先物取引やオプション取引などのデリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブ取引は、以下のような様々なリスクを伴います。このようなリスクを被った場合、ファンドの基準価額が大きく下落するおそれがあります。

< 信用リスク >

デリバティブ取引の相手方（カウンターパーティ）が、倒産などによって、当初契約したとおりの取引を実行できなくなった場合、損失を被る可能性があります。

< 価格変動リスク >

証拠金を積んだ取引に伴い、レバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりも、デリバティブの価格変動の方が大きくなる可能性があります。

< 流動性リスク >

デリバティブ取引を決済する際に、流動性が欠けると、本来の理論価格よりも不利な価格でしか反対売買ができなかったり、反対売買自体ができない可能性があります。

< システミック・リスク >

市場の一部で決済不履行などが起こった際に、それが連鎖的に市場参加者あるいは他の市場に

波及する場合があります。

< 決済リスク >

海外市場を通じた取引の場合、海外のカウンターパーティとの間で、時差の問題等で資金決済が滞る可能性があります。

(10) その他のリスク

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする国内籍の指定投資信託証券が投資対象とするマザーファンドで、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、当該マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする外国籍の指定投資信託証券や、当該投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動があり、当該投資信託証券において売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

< その他の留意点 >

1 特化型運用について

F W J-REITは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3 繰上償還について

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

4 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

5 クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

6 計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

ロ 投資リスクの管理体制

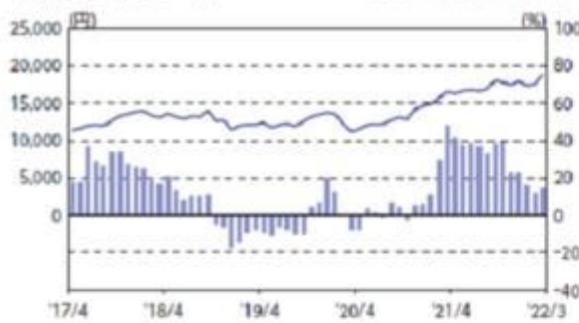
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

< 参考情報 >

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
FW日本バリュー株 (2017年4月～2022年3月)



FW日本グロース株 (2017年4月～2022年3月)



FW日本中小型株 (2017年4月～2022年3月)



FW米国株 (2017年4月～2022年3月)



■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
FW日本バリュー株 (2017年4月～2022年3月)



FW日本グロース株 (2017年4月～2022年3月)



FW日本中小型株 (2017年4月～2022年3月)



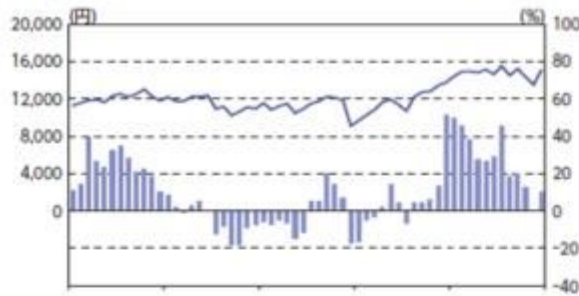
FW米国株 (2017年4月～2022年3月)



● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 F W欧州株

(2017年4月～2022年3月)



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 F W欧州株

(2017年4月～2022年3月)



F W新興国株

(2017年4月～2022年3月)



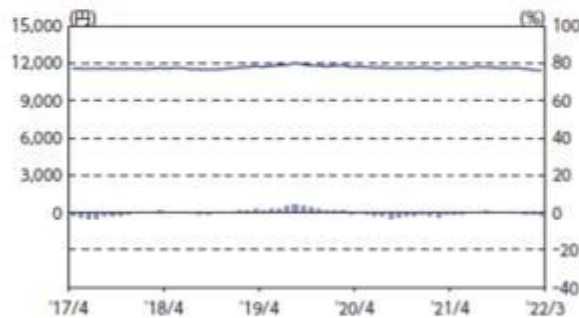
F W新興国株

(2017年4月～2022年3月)



F W日本債

(2017年4月～2022年3月)



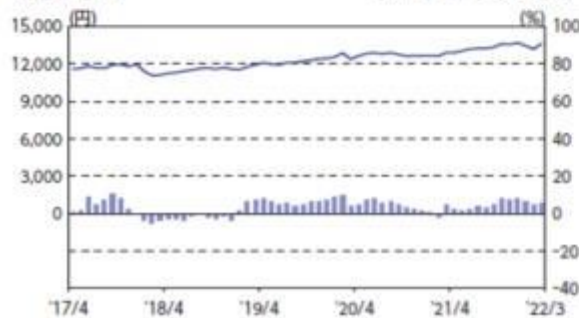
F W日本債

(2017年4月～2022年3月)



F W米国債

(2017年4月～2022年3月)



F W米国債

(2017年4月～2022年3月)

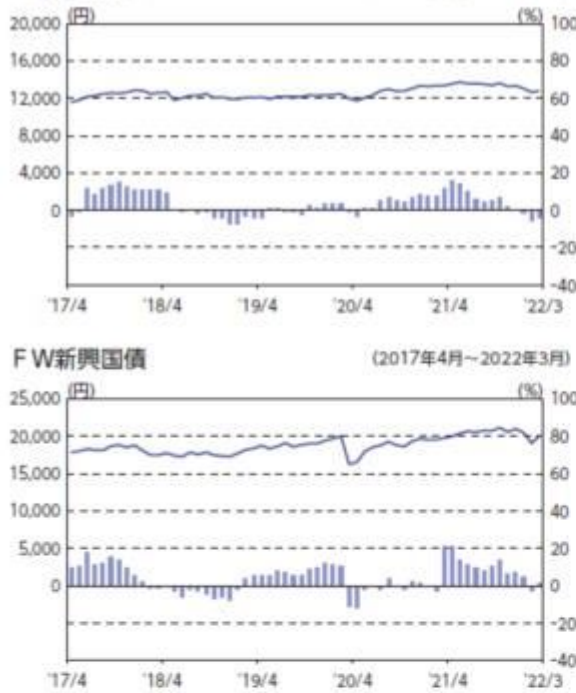


■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

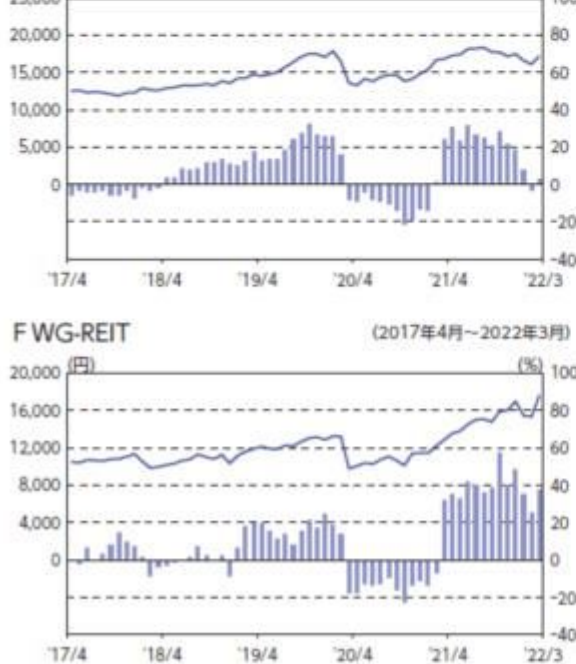
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 F W欧州債

(2017年4月～2022年3月)



F W新興国債

(2017年4月～2022年3月)



F WJ-REIT

(2017年4月～2022年3月)



F WG-REIT

(2017年4月～2022年3月)



■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 F W欧州債

(2017年4月～2022年3月)



F W新興国債

(2017年4月～2022年3月)



F WJ-REIT

(2017年4月～2022年3月)



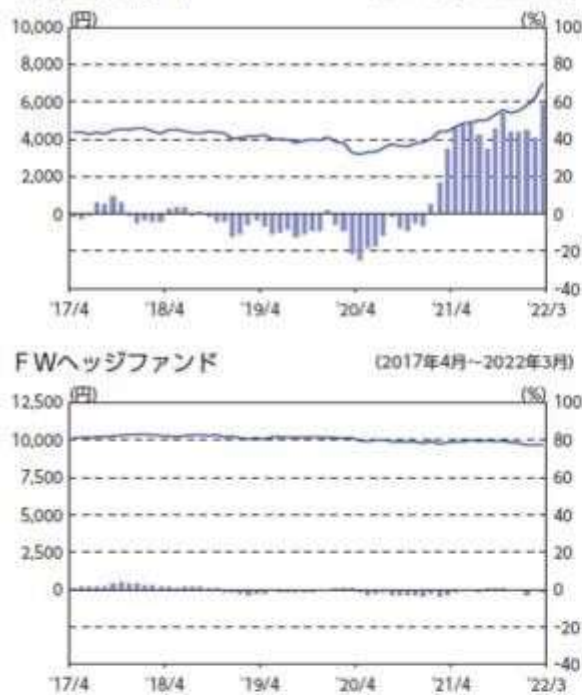
F WG-REIT

(2017年4月～2022年3月)



● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

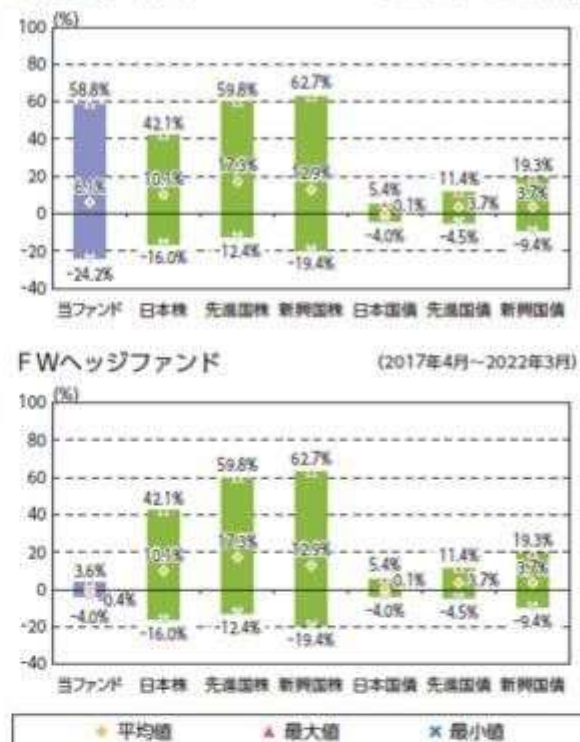
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
FWコモディティ (2017年4月～2022年3月)



※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
FWコモディティ (2017年4月～2022年3月)



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX（配当込み） 株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI（国債） 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

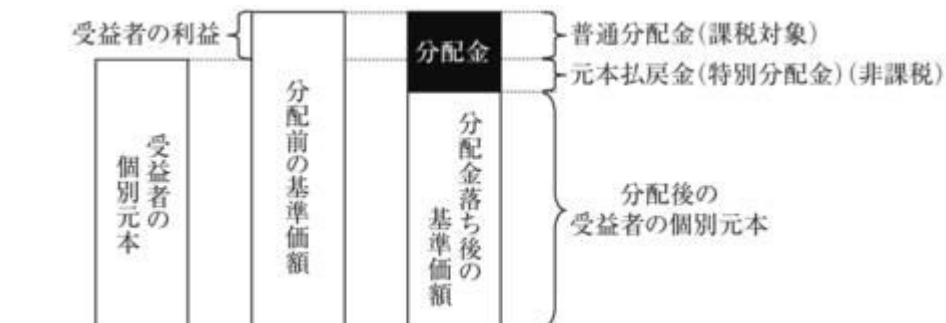
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2022年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

<更新後>

（1）【投資状況】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	86,319,781,927	98.09
親投資信託受益証券	日本	999,114	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,682,961,484	1.91
合計（純資産総額）		88,003,742,525	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

SMB Cファンドラップ・日本グロース株

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	56,678,149,211	97.72

親投資信託受益証券	日本	170,127,289	0.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,150,557,099	1.99
合計(純資産総額)		57,998,833,599	100.00

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	9,299,154,621	97.98
親投資信託受益証券	日本	27,437,977	0.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	163,829,222	1.73
合計(純資産総額)		9,490,421,820	100.00

S M B C ファンドラップ・米国株

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	85,911,154,299	98.14
親投資信託受益証券	日本	999,409	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,627,899,495	1.86
合計(純資産総額)		87,540,053,203	100.00

S M B C ファンドラップ・欧州株

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	26,384,596,536	98.00
親投資信託受益証券	日本	91,073,180	0.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	447,595,724	1.66
合計(純資産総額)		26,923,265,440	100.00

S M B C ファンドラップ・新興国株

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	8,380,814,314	47.04
投資証券	ルクセンブルグ	9,083,421,738	50.98
親投資信託受益証券	日本	62,033,810	0.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	290,789,066	1.63
合計(純資産総額)		17,817,058,928	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	15,436,474	0.09

S M B C ファンドラップ・日本債

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	201,406,342,707	97.57
親投資信託受益証券	日本	979,460,933	0.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,035,616,986	1.96
合計(純資産総額)		206,421,420,626	100.00

S M B C ファンドラップ・米国債

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	35,903,402,167	97.66
親投資信託受益証券	日本	138,941,372	0.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	722,457,763	1.96
合計(純資産総額)		36,764,801,302	100.00

S M B C ファンドラップ・欧州債

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	9,159,762,879	97.77
親投資信託受益証券	日本	69,373,204	0.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	139,278,496	1.49
合計(純資産総額)		9,368,414,579	100.00

S M B C ファンドラップ・新興国債

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	13,109,032,548	97.91
親投資信託受益証券	日本	55,787,890	0.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	223,410,418	1.67
合計(純資産総額)		13,388,230,856	100.00

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

2022年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	10,659,182,050	97.65
親投資信託受益証券	日本	999,114	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	255,374,317	2.34
合計（純資産総額）		10,915,555,481	100.00

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

2022年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	27,199,235,849	97.97
親投資信託受益証券	日本	94,422,737	0.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	467,758,186	1.69
合計（純資産総額）		27,761,416,772	100.00

S M B C ファンドラップ・コモディティ

2022年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	9,162,081,640	97.26
親投資信託受益証券	日本	31,348,377	0.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	227,001,993	2.41
合計（純資産総額）		9,420,432,010	100.00

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

2022年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	65,552,934,723	97.54
親投資信託受益証券	日本	315,916,264	0.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,337,609,388	1.99
合計（純資産総額）		67,206,460,375	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	S M D A M / F O F s 用日本バ リュー株 F (適格 機関投資家限定)	55,762,133,028	1.5045	83,893,611,451	1.5480	86,319,781,927	98.09
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	984,252	1.0154	999,409	1.0151	999,114	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.09
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.09

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ノムラ F O F s 用・ジャパン・ア クティブ・グロー ス (適格機関投資 家専用)	31,370,002,033	1.6011	50,227,935,034	1.4070	44,137,592,860	76.10
日本	投資信託 受益証券	ティー・ロウ・ブ ライス / F O F s 用 日本株式ファ ンド (適格機関投 資家専用)	9,705,561,761	1.5621	15,160,646,840	1.2921	12,540,556,351	21.62
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	167,596,581	1.0154	170,177,568	1.0151	170,127,289	0.29

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.72
親投資信託受益証券	0.29

合 計	98.02
-----	-------

S M B Cファンドラップ・日本中小型株

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	日興アセット / F O F s 用日本中小 型株 F (適格機関 投資家限定)	4,007,496,106	1.3168	5,276,956,943	1.1931	4,781,343,604	50.38
日本	投資信託 受益証券	S B I / F O F s 用日本中小型株 F (適格機関投資家 限定)	4,793,433,440	1.0583	5,072,947,647	0.9425	4,517,811,017	47.60
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	27,029,827	1.0154	27,446,086	1.0151	27,437,977	0.29

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.98
親投資信託受益証券	0.29
合 計	98.27

S M B Cファンドラップ・米国株

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ティー・ロウ・ブ ライス / F O F s 用 米国ブルー チップ株式ファン ド (適格機関投資 家専用)	41,984,514,792	1.2550	52,690,367,457	1.2637	53,055,831,342	60.61
日本	投資信託 受益証券	ティー・ロウ・ブ ライス / F O F s 用 米国大型バ リュウ株式ファン ド (適格機関投資 家専用)	22,428,372,556	1.2349	27,697,097,839	1.4649	32,855,322,957	37.53

日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,543	1.0154	999,704	1.0151	999,409	0.00
----	-----------	----------------------	---------	--------	---------	--------	---------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.14
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.14

S M B C ファンドラップ・欧州株

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	シュローダー / F O F s 用欧州株 F (適格機関投資家限定)	17,248,216,341	1.5189	26,198,023,035	1.5297	26,384,596,536	98.00
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	89,718,432	1.0154	91,100,095	1.0151	91,073,180	0.34

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.00
親投資信託受益証券	0.34
合計	98.34

S M B C ファンドラップ・新興国株

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus	39,979	256,763.70	10,265,268,073	227,202.35	9,083,421,738	50.98
日本	投資信託受益証券	G I M / F O F s 用新興国株 F (適格機関投資家限定)	5,855,795,357	1.5120	8,854,145,460	1.4312	8,380,814,314	47.04

日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	61,111,034	1.0154	62,052,143	1.0151	62,033,810	0.35
----	-----------	----------------------	------------	--------	------------	--------	------------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	47.04
投資証券	50.98
親投資信託受益証券	0.35
合計	98.37

S M B C ファンドラップ・日本債

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	三井住友 / F O F s 用日本債 F (適格機関投資家限定)	167,156,064,991	1.2288	205,398,334,055	1.2049	201,406,342,707	97.57
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	964,891,078	1.0154	979,750,400	1.0151	979,460,933	0.47

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.57
親投資信託受益証券	0.47
合計	98.04

S M B C ファンドラップ・米国債

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	ブラックロック / F O F s 用米国債 F (適格機関投資家限定)	23,193,412,253	1.5058	34,924,488,749	1.5480	35,903,402,167	97.66

日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	136,874,567	1.0154	138,982,435	1.0151	138,941,372	0.38
----	-----------	----------------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.66
親投資信託受益証券	0.38
合計	98.03

S M B C ファンドラップ・欧州債

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	ドイツェ / F O F s 用欧州債 F (適格機関投資家限定)	6,829,527,945	1.4019	9,574,474,628	1.3412	9,159,762,879	97.77
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	68,341,252	1.0154	69,393,707	1.0151	69,373,204	0.74

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.77
親投資信託受益証券	0.74
合計	98.51

S M B C ファンドラップ・新興国債

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	F O F s 用新興国債 F (適格機関投資家限定)	6,092,407,189	2.2332	13,605,840,157	2.1517	13,109,032,548	97.91
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	54,958,024	1.0154	55,804,377	1.0151	55,787,890	0.42

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.91
親投資信託受益証券	0.42
合計	98.33

S M B Cファンドラップ・J - R E I T

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM / F O F s用J - R E I T (適格機関投資家限定)	8,520,529,217	1.2789	10,896,954,635	1.2510	10,659,182,050	97.65
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,252	1.0154	999,409	1.0151	999,114	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.65
親投資信託受益証券	0.01
合計	97.66

S M B Cファンドラップ・G - R E I T

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	大和住銀 / プリンシパルF O F s用外国リートF (適格機関投資家限定)	15,623,663,536	1.4920	23,310,341,349	1.7409	27,199,235,849	97.97
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	93,018,163	1.0154	94,450,642	1.0151	94,422,737	0.34

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.97
親投資信託受益証券	0.34
合計	98.32

S M B Cファンドラップ・コモディティ

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	パインブリッジ/ F O F s用コモ ディティF（適格 機関投資家限定）	13,124,311,188	0.5132	6,734,806,950	0.6981	9,162,081,640	97.26
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	30,882,058	1.0154	31,357,641	1.0151	31,348,377	0.33

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.26
親投資信託受益証券	0.33
合計	97.59

S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ノムラF O F s 用・日本株I Pス トラテジー・ベ ータヘッジ戦略フ ァンド（適格機 関投資家専用）	33,159,492,410	1.0210	33,856,970,156	0.9742	32,303,977,505	48.07
日本	投資信託 受益証券	S M D A M / F O F s用日本グロー ス株M N（適格 機関投資家限定）	16,089,446,301	1.0845	17,449,173,797	1.0593	17,043,550,466	25.36

日本	投資信託 受益証券	SOMPO / FOF 用日本株MN (適格機関投資家 限定)	18,194,012,297	0.8627	15,696,045,849	0.8907	16,205,406,752	24.11
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	311,216,889	1.0154	316,009,629	1.0151	315,916,264	0.47

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.54
親投資信託受益証券	0.47
合計	98.01

【投資不動産物件】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株

該当事項はありません。

SMB Cファンドラップ・日本グロース株

該当事項はありません。

SMB Cファンドラップ・日本中小型株

該当事項はありません。

SMB Cファンドラップ・米国株

該当事項はありません。

SMB Cファンドラップ・欧州株

該当事項はありません。

SMB Cファンドラップ・新興国株

該当事項はありません。

SMB Cファンドラップ・日本債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国株

2022年3月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	126,134.10	15,453,700	15,436,474	0.09

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

S M B C ファンドラップ・日本債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	2,962,571,855	2,962,571,855	5,307	5,307
第7期 (2013年 9月25日)	2,583,498,904	2,583,498,904	8,622	8,622
第8期 (2014年 9月25日)	11,327,483,080	11,327,483,080	9,735	9,735
第9期 (2015年 9月25日)	35,140,778,012	35,140,778,012	10,365	10,365
第10期 (2016年 9月26日)	48,036,576,284	48,036,576,284	9,493	9,493
第11期 (2017年 9月25日)	69,552,289,574	69,552,289,574	12,474	12,474
第12期 (2018年 9月25日)	82,948,812,901	82,948,812,901	13,891	13,891
第13期 (2019年 9月25日)	77,236,774,387	77,236,774,387	12,713	12,713
第14期 (2020年 9月25日)	68,657,462,435	68,657,462,435	12,770	12,770
第15期 (2021年 9月27日)	76,702,055,683	76,702,055,683	18,418	18,418
2021年 3月末日	75,645,976,454	-	16,536	-
4月末日	61,626,724,209	-	16,286	-
5月末日	63,649,283,174	-	16,615	-
6月末日	65,215,007,106	-	16,770	-
7月末日	66,197,327,295	-	16,609	-
8月末日	69,264,122,917	-	16,879	-
9月末日	75,678,079,123	-	18,062	-
10月末日	76,480,668,314	-	17,786	-
11月末日	76,345,984,318	-	17,443	-
12月末日	80,303,327,667	-	17,917	-
2022年 1月末日	79,060,556,519	-	17,341	-
2月末日	80,949,822,510	-	17,549	-
3月末日	88,003,742,525	-	18,854	-

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	1,610,071,839	1,610,071,839	4,071	4,071
第7期 (2013年 9月25日)	1,305,120,525	1,305,120,525	6,527	6,527
第8期 (2014年 9月25日)	4,594,093,589	4,594,093,589	7,042	7,042

第9期 (2015年 9月25日)	10,503,410,869	10,503,410,869	7,963	7,963
第10期 (2016年 9月26日)	21,701,497,670	21,701,497,670	7,494	7,494
第11期 (2017年 9月25日)	28,166,948,912	28,166,948,912	8,990	8,990
第12期 (2018年 9月25日)	37,794,702,134	37,794,702,134	9,810	9,810
第13期 (2019年 9月25日)	37,070,616,226	37,070,616,226	8,666	8,666
第14期 (2020年 9月25日)	44,503,788,121	44,503,788,121	10,120	10,120
第15期 (2021年 9月27日)	60,270,748,439	60,270,748,439	12,898	12,898
2021年 3月末日	43,211,358,444	-	12,051	-
4月末日	49,790,370,224	-	11,696	-
5月末日	50,162,707,799	-	11,644	-
6月末日	51,504,039,568	-	11,786	-
7月末日	52,086,430,441	-	11,635	-
8月末日	55,373,853,063	-	12,021	-
9月末日	58,385,995,238	-	12,419	-
10月末日	59,295,828,625	-	12,295	-
11月末日	58,520,252,149	-	11,925	-
12月末日	60,067,101,643	-	11,958	-
2022年 1月末日	53,547,051,669	-	10,479	-
2月末日	54,152,516,922	-	10,475	-
3月末日	57,998,833,599	-	11,090	-

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	401,818,825	401,818,825	4,713	4,713
第7期 (2013年 9月25日)	342,390,551	342,390,551	9,149	9,149
第8期 (2014年 9月25日)	2,021,578,538	2,021,578,538	9,853	9,853
第9期 (2015年 9月25日)	6,200,962,764	6,200,962,764	9,825	9,825
第10期 (2016年 9月26日)	8,447,956,221	8,447,956,221	11,768	11,768
第11期 (2017年 9月25日)	9,228,884,980	9,228,884,980	15,455	15,455
第12期 (2018年 9月25日)	11,343,818,113	11,343,818,113	17,301	17,301
第13期 (2019年 9月25日)	10,022,320,207	10,022,320,207	14,562	14,562
第14期 (2020年 9月25日)	8,855,220,482	8,855,220,482	16,894	16,894
第15期 (2021年 9月27日)	9,491,431,946	9,491,431,946	22,479	22,479
2021年 3月末日	8,807,129,015	-	20,620	-
4月末日	7,811,148,523	-	20,368	-
5月末日	7,832,833,308	-	20,172	-
6月末日	8,189,687,794	-	20,771	-
7月末日	8,446,150,657	-	20,902	-
8月末日	8,729,688,809	-	20,979	-
9月末日	9,352,605,253	-	22,014	-
10月末日	9,491,699,998	-	21,772	-
11月末日	9,285,013,057	-	20,923	-

12月末日	9,824,513,414	-	21,621	-
2022年 1月末日	8,699,426,342	-	18,813	-
2月末日	8,905,197,215	-	19,039	-
3月末日	9,490,421,820	-	20,054	-

S M B C ファンドラップ・米国株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	1,579,094,674	1,579,094,674	7,299	7,299
第7期 (2013年 9月25日)	1,322,060,523	1,322,060,523	11,374	11,374
第8期 (2014年 9月25日)	5,536,929,662	5,536,929,662	14,561	14,561
第9期 (2015年 9月25日)	18,783,278,908	18,783,278,908	16,056	16,056
第10期 (2016年 9月26日)	29,112,124,064	29,112,124,064	14,937	14,937
第11期 (2017年 9月25日)	46,147,174,572	46,147,174,572	20,089	20,089
第12期 (2018年 9月25日)	66,872,426,590	66,872,426,590	24,177	24,177
第13期 (2019年 9月25日)	60,530,675,159	60,530,675,159	23,739	23,739
第14期 (2020年 9月25日)	57,404,194,977	57,404,194,977	25,487	25,487
第15期 (2021年 9月27日)	73,508,256,239	73,508,256,239	37,407	37,407
2021年 3月末日	61,713,314,195	-	32,860	-
4月末日	62,536,682,682	-	34,757	-
5月末日	63,637,546,099	-	34,996	-
6月末日	66,575,250,756	-	36,110	-
7月末日	69,044,400,275	-	36,644	-
8月末日	72,581,441,619	-	37,432	-
9月末日	72,739,581,459	-	36,821	-
10月末日	78,332,067,587	-	38,661	-
11月末日	79,135,855,896	-	38,475	-
12月末日	83,435,329,681	-	39,597	-
2022年 1月末日	75,460,085,691	-	35,220	-
2月末日	76,188,427,324	-	35,169	-
3月末日	87,540,053,203	-	40,015	-

S M B C ファンドラップ・欧州株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	1,488,298,635	1,488,298,635	6,269	6,269
第7期 (2013年 9月25日)	1,338,654,206	1,338,654,206	9,512	9,512
第8期 (2014年 9月25日)	5,148,554,978	5,148,554,978	10,584	10,584
第9期 (2015年 9月25日)	11,191,095,058	11,191,095,058	10,344	10,344
第10期 (2016年 9月26日)	14,609,772,633	14,609,772,633	9,453	9,453
第11期 (2017年 9月25日)	16,572,131,525	16,572,131,525	12,375	12,375

第12期 (2018年 9月25日)	20,187,178,776	20,187,178,776	12,319	12,319
第13期 (2019年 9月25日)	20,953,615,731	20,953,615,731	11,021	11,021
第14期 (2020年 9月25日)	19,583,757,873	19,583,757,873	11,299	11,299
第15期 (2021年 9月27日)	24,053,360,581	24,053,360,581	15,061	15,061
2021年 3月末日	21,078,058,230	-	13,766	-
4月末日	21,063,678,291	-	14,433	-
5月末日	21,995,121,215	-	14,908	-
6月末日	22,334,501,078	-	14,923	-
7月末日	22,665,178,355	-	14,811	-
8月末日	23,840,706,863	-	15,131	-
9月末日	23,489,355,133	-	14,629	-
10月末日	25,555,606,063	-	15,513	-
11月末日	24,299,787,711	-	14,499	-
12月末日	26,014,585,547	-	15,217	-
2022年 1月末日	25,019,975,952	-	14,350	-
2月末日	23,782,510,272	-	13,491	-
3月末日	26,923,265,440	-	15,118	-

S M B C ファンドラップ・新興国株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	647,666,801	647,666,801	6,509	6,509
第7期 (2013年 9月25日)	482,001,724	482,001,724	8,642	8,642
第8期 (2014年 9月25日)	2,082,438,461	2,082,438,461	9,574	9,574
第9期 (2015年 9月25日)	4,801,669,543	4,801,669,543	8,307	8,307
第10期 (2016年 9月26日)	8,928,828,323	8,928,828,323	8,320	8,320
第11期 (2017年 9月25日)	12,929,777,761	12,929,777,761	11,444	11,444
第12期 (2018年 9月25日)	11,294,885,298	11,294,885,298	11,076	11,076
第13期 (2019年 9月25日)	15,511,995,138	15,511,995,138	10,976	10,976
第14期 (2020年 9月25日)	16,281,184,585	16,281,184,585	11,754	11,754
第15期 (2021年 9月27日)	16,687,611,637	16,687,611,637	14,941	14,941
2021年 3月末日	17,177,329,924	-	15,550	-
4月末日	16,161,952,292	-	15,792	-
5月末日	16,384,021,010	-	15,833	-
6月末日	16,900,700,715	-	16,124	-
7月末日	15,929,301,932	-	14,879	-
8月末日	16,490,625,097	-	14,975	-
9月末日	16,829,676,143	-	14,988	-
10月末日	17,934,448,923	-	15,587	-
11月末日	17,235,947,082	-	14,765	-
12月末日	17,729,641,892	-	14,891	-
2022年 1月末日	17,794,504,619	-	14,629	-
2月末日	17,156,466,683	-	13,945	-

3月末日	17,817,058,928	-	14,342	-
------	----------------	---	--------	---

S M B C ファンドラップ・日本債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	3,933,325,075	3,933,325,075	10,585	10,585
第7期 (2013年 9月25日)	2,427,165,342	2,427,165,342	10,735	10,735
第8期 (2014年 9月25日)	12,499,722,370	12,499,722,370	10,924	10,924
第9期 (2015年 9月25日)	43,082,082,091	43,082,082,091	11,168	11,168
第10期 (2016年 9月26日)	99,955,781,944	99,955,781,944	11,724	11,724
第11期 (2017年 9月25日)	149,029,870,225	149,029,870,225	11,592	11,592
第12期 (2018年 9月25日)	200,050,105,773	200,050,105,773	11,491	11,491
第13期 (2019年 9月25日)	202,210,076,722	202,210,076,722	11,885	11,885
第14期 (2020年 9月25日)	175,929,370,136	175,929,370,136	11,645	11,645
第15期 (2021年 9月27日)	196,003,237,568	196,003,237,568	11,651	11,651
2021年 3月末日	170,012,938,595	-	11,610	-
4月末日	184,624,051,888	-	11,620	-
5月末日	185,791,519,140	-	11,625	-
6月末日	187,471,628,159	-	11,641	-
7月末日	191,237,930,286	-	11,692	-
8月末日	194,535,306,945	-	11,686	-
9月末日	196,834,140,475	-	11,641	-
10月末日	200,145,872,315	-	11,628	-
11月末日	202,495,702,672	-	11,633	-
12月末日	205,659,046,270	-	11,635	-
2022年 1月末日	206,262,057,593	-	11,557	-
2月末日	205,959,123,165	-	11,457	-
3月末日	206,421,420,626	-	11,412	-

S M B C ファンドラップ・米国債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	1,146,146,106	1,146,146,106	7,826	7,826
第7期 (2013年 9月25日)	896,671,537	896,671,537	9,600	9,600
第8期 (2014年 9月25日)	3,555,595,067	3,555,595,067	10,831	10,831
第9期 (2015年 9月25日)	11,328,623,470	11,328,623,470	12,201	12,201
第10期 (2016年 9月26日)	14,992,056,063	14,992,056,063	10,750	10,750
第11期 (2017年 9月25日)	16,954,272,393	16,954,272,393	11,863	11,863
第12期 (2018年 9月25日)	23,317,258,291	23,317,258,291	11,645	11,645
第13期 (2019年 9月25日)	29,163,149,985	29,163,149,985	12,202	12,202

第14期（2020年9月25日）	31,042,403,402	31,042,403,402	12,797	12,797
第15期（2021年9月27日）	32,070,959,422	32,070,959,422	13,295	13,295
2021年3月末日	31,347,423,472	-	12,916	-
4月末日	28,449,650,766	-	12,916	-
5月末日	29,073,413,579	-	13,055	-
6月末日	29,859,476,275	-	13,213	-
7月末日	30,594,176,300	-	13,248	-
8月末日	31,506,516,708	-	13,243	-
9月末日	32,411,526,496	-	13,356	-
10月末日	33,945,847,384	-	13,625	-
11月末日	34,349,052,469	-	13,579	-
12月末日	35,521,209,994	-	13,707	-
2022年1月末日	35,530,190,021	-	13,478	-
2月末日	35,162,142,466	-	13,195	-
3月末日	36,764,801,302	-	13,660	-

S M B C ファンドラップ・欧州債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期（2012年9月25日）	1,314,032,713	1,314,032,713	8,323	8,323
第7期（2013年9月25日）	800,500,762	800,500,762	10,981	10,981
第8期（2014年9月25日）	2,914,226,155	2,914,226,155	12,564	12,564
第9期（2015年9月25日）	9,591,004,860	9,591,004,860	12,663	12,663
第10期（2016年9月26日）	11,873,617,920	11,873,617,920	11,077	11,077
第11期（2017年9月25日）	14,341,063,141	14,341,063,141	12,686	12,686
第12期（2018年9月25日）	17,257,228,687	17,257,228,687	12,494	12,494
第13期（2019年9月25日）	13,807,553,934	13,807,553,934	12,207	12,207
第14期（2020年9月25日）	9,418,894,427	9,418,894,427	12,726	12,726
第15期（2021年9月27日）	8,846,975,086	8,846,975,086	13,409	13,409
2021年3月末日	9,182,005,675	-	13,365	-
4月末日	8,203,955,486	-	13,533	-
5月末日	8,407,563,126	-	13,732	-
6月末日	8,404,514,633	-	13,545	-
7月末日	8,600,256,251	-	13,580	-
8月末日	8,798,155,177	-	13,512	-
9月末日	8,876,500,542	-	13,377	-
10月末日	9,259,887,932	-	13,611	-
11月末日	9,165,054,907	-	13,256	-
12月末日	9,394,121,895	-	13,338	-
2022年1月末日	9,350,840,602	-	13,036	-
2月末日	9,162,975,569	-	12,643	-
3月末日	9,368,414,579	-	12,803	-

S M B C ファンドラップ・新興国債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	372,399,559	372,399,559	10,416	10,416
第7期 (2013年 9月25日)	324,613,307	324,613,307	12,710	12,710
第8期 (2014年 9月25日)	1,526,851,093	1,526,851,093	15,223	15,223
第9期 (2015年 9月25日)	4,610,302,489	4,610,302,489	16,624	16,624
第10期 (2016年 9月26日)	6,653,172,613	6,653,172,613	16,181	16,181
第11期 (2017年 9月25日)	8,504,302,985	8,504,302,985	18,609	18,609
第12期 (2018年 9月25日)	11,067,265,032	11,067,265,032	17,742	17,742
第13期 (2019年 9月25日)	13,671,206,387	13,671,206,387	18,987	18,987
第14期 (2020年 9月25日)	12,842,388,225	12,842,388,225	18,862	18,862
第15期 (2021年 9月27日)	12,450,686,410	12,450,686,410	20,855	20,855
2021年 3月末日	12,675,387,277	-	19,788	-
4月末日	10,895,304,701	-	20,010	-
5月末日	11,251,471,548	-	20,420	-
6月末日	11,564,136,671	-	20,696	-
7月末日	11,744,800,756	-	20,566	-
8月末日	12,234,417,705	-	20,793	-
9月末日	12,468,262,317	-	20,763	-
10月末日	13,046,386,537	-	21,173	-
11月末日	12,889,361,337	-	20,602	-
12月末日	13,431,054,326	-	21,030	-
2022年 1月末日	13,404,501,784	-	20,523	-
2月末日	12,626,664,800	-	19,111	-
3月末日	13,388,230,856	-	20,052	-

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	187,593,187	187,593,187	6,276	6,276
第7期 (2013年 9月25日)	265,629,415	265,629,415	9,520	9,520
第8期 (2014年 9月25日)	1,249,010,274	1,249,010,274	10,794	10,794
第9期 (2015年 9月25日)	3,419,155,579	3,419,155,579	11,259	11,259
第10期 (2016年 9月26日)	5,269,468,018	5,269,468,018	12,714	12,714
第11期 (2017年 9月25日)	6,384,991,510	6,384,991,510	12,114	12,114
第12期 (2018年 9月25日)	9,496,213,914	9,496,213,914	13,288	13,288
第13期 (2019年 9月25日)	8,829,648,851	8,829,648,851	16,875	16,875
第14期 (2020年 9月25日)	8,690,724,271	8,690,724,271	14,345	14,345
第15期 (2021年 9月27日)	10,085,259,409	10,085,259,409	17,630	17,630

2021年 3月末日	10,048,062,665	-	16,803	-
4月末日	9,053,789,597	-	17,268	-
5月末日	9,216,258,466	-	17,387	-
6月末日	9,750,876,715	-	18,159	-
7月末日	9,997,575,799	-	18,201	-
8月末日	10,340,773,323	-	18,331	-
9月末日	10,190,638,167	-	17,710	-
10月末日	10,417,677,322	-	17,677	-
11月末日	10,274,582,590	-	17,155	-
12月末日	10,696,004,556	-	17,470	-
2022年 1月末日	10,315,469,105	-	16,583	-
2月末日	10,114,885,808	-	16,087	-
3月末日	10,915,555,481	-	17,183	-

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	416,180,819	416,180,819	5,770	5,770
第7期 (2013年 9月25日)	394,012,893	394,012,893	7,513	7,513
第8期 (2014年 9月25日)	1,993,629,058	1,993,629,058	9,176	9,176
第9期 (2015年 9月25日)	3,561,254,596	3,561,254,596	10,417	10,417
第10期 (2016年 9月26日)	5,314,132,735	5,314,132,735	10,058	10,058
第11期 (2017年 9月25日)	7,311,686,131	7,311,686,131	10,785	10,785
第12期 (2018年 9月25日)	10,592,762,672	10,592,762,672	11,241	11,241
第13期 (2019年 9月25日)	13,891,298,443	13,891,298,443	12,554	12,554
第14期 (2020年 9月25日)	14,878,699,609	14,878,699,609	10,260	10,260
第15期 (2021年 9月27日)	21,358,103,897	21,358,103,897	15,115	15,115
2021年 3月末日	17,823,572,149	-	12,862	-
4月末日	17,533,638,838	-	13,556	-
5月末日	18,065,803,909	-	13,816	-
6月末日	19,262,096,413	-	14,532	-
7月末日	20,360,685,656	-	15,035	-
8月末日	21,051,270,771	-	15,101	-
9月末日	21,005,845,334	-	14,783	-
10月末日	23,218,024,857	-	15,933	-
11月末日	23,701,306,222	-	16,025	-
12月末日	25,744,344,119	-	16,992	-
2022年 1月末日	23,827,218,934	-	15,465	-
2月末日	23,895,609,305	-	15,340	-
3月末日	27,761,416,772	-	17,651	-

S M B C ファンドラップ・コモディティ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	183,515,022	183,515,022	5,601	5,601
第7期 (2013年 9月25日)	127,167,548	127,167,548	6,043	6,043
第8期 (2014年 9月25日)	501,347,505	501,347,505	6,063	6,063
第9期 (2015年 9月25日)	1,604,534,435	1,604,534,435	5,011	5,011
第10期 (2016年 9月26日)	2,559,053,384	2,559,053,384	4,091	4,091
第11期 (2017年 9月25日)	3,302,898,549	3,302,898,549	4,438	4,438
第12期 (2018年 9月25日)	4,503,159,694	4,503,159,694	4,355	4,355
第13期 (2019年 9月25日)	4,300,406,764	4,300,406,764	3,969	3,969
第14期 (2020年 9月25日)	5,112,118,416	5,112,118,416	3,628	3,628
第15期 (2021年 9月27日)	6,266,030,976	6,266,030,976	5,133	5,133
2021年 3月末日	5,492,271,056	-	4,402	-
4月末日	5,241,155,572	-	4,655	-
5月末日	5,509,354,511	-	4,846	-
6月末日	5,640,131,629	-	4,900	-
7月末日	5,877,652,768	-	5,007	-
8月末日	6,051,190,388	-	5,019	-
9月末日	6,494,193,933	-	5,291	-
10月末日	6,988,928,787	-	5,562	-
11月末日	6,886,391,633	-	5,403	-
12月末日	7,165,526,876	-	5,520	-
2022年 1月末日	7,688,904,888	-	5,813	-
2月末日	8,288,169,715	-	6,204	-
3月末日	9,420,432,010	-	6,990	-

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	789,356,984	789,356,984	9,583	9,583
第7期 (2013年 9月25日)	719,411,408	719,411,408	10,016	10,016
第8期 (2014年 9月25日)	3,084,635,412	3,084,635,412	10,278	10,278
第9期 (2015年 9月25日)	10,427,229,573	10,427,229,573	10,395	10,395
第10期 (2016年 9月26日)	27,708,925,513	27,708,925,513	9,984	9,984
第11期 (2017年 9月25日)	41,700,590,918	41,700,590,918	10,243	10,243
第12期 (2018年 9月25日)	54,609,795,360	54,609,795,360	10,325	10,325
第13期 (2019年 9月25日)	54,414,627,484	54,414,627,484	10,134	10,134
第14期 (2020年 9月25日)	59,164,644,106	59,164,644,106	9,876	9,876
第15期 (2021年 9月27日)	64,003,582,158	64,003,582,158	9,940	9,940
2021年 3月末日	57,968,786,613	-	9,845	-
4月末日	60,419,884,797	-	9,887	-
5月末日	60,734,931,097	-	9,889	-

6月末日	61,833,981,267	-	10,013	-
7月末日	62,317,143,701	-	9,936	-
8月末日	63,688,202,528	-	9,987	-
9月末日	64,251,733,250	-	9,929	-
10月末日	65,550,128,130	-	9,953	-
11月末日	65,563,812,743	-	9,854	-
12月末日	66,217,197,954	-	9,809	-
2022年 1月末日	65,964,371,420	-	9,676	-
2月末日	66,629,440,043	-	9,688	-
3月末日	67,206,460,375	-	9,707	-

【分配の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
--	------	--------------

第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・米国株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・欧州株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・新興国株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0

第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・日本債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・米国債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・欧州債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0

第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・新興国債

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0

第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

【収益率の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	収益率（％）
第6期	8.2
第7期	62.5
第8期	12.9
第9期	6.5
第10期	8.4
第11期	31.4

第12期	11.4
第13期	8.5
第14期	0.4
第15期	44.2
第16期(中間期)	1.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	収益率(%)
第6期	2.4
第7期	60.3
第8期	7.9
第9期	13.1
第10期	5.9
第11期	20.0
第12期	9.1
第13期	11.7
第14期	16.8
第15期	27.5
第16期(中間期)	14.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	収益率(%)
第6期	5.4
第7期	94.1
第8期	7.7
第9期	0.3
第10期	19.8
第11期	31.3
第12期	11.9
第13期	15.8
第14期	16.0
第15期	33.1
第16期(中間期)	12.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・米国株

	収益率(%)
--	--------

第6期	30.9
第7期	55.8
第8期	28.0
第9期	10.3
第10期	7.0
第11期	34.5
第12期	20.3
第13期	1.8
第14期	7.4
第15期	46.8
第16期（中間期）	1.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・欧州株

	収益率（％）
第6期	23.7
第7期	51.7
第8期	11.3
第9期	2.3
第10期	8.6
第11期	30.9
第12期	0.5
第13期	10.5
第14期	2.5
第15期	33.3
第16期（中間期）	3.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・新興国株

	収益率（％）
第6期	5.4
第7期	32.8
第8期	10.8
第9期	13.2
第10期	0.2
第11期	37.5
第12期	3.2
第13期	0.9
第14期	7.1
第15期	27.1
第16期（中間期）	5.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本債

	収益率(%)
第6期	1.4
第7期	1.4
第8期	1.8
第9期	2.2
第10期	5.0
第11期	1.1
第12期	0.9
第13期	3.4
第14期	2.0
第15期	0.1
第16期(中間期)	1.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・米国債

	収益率(%)
第6期	6.0
第7期	22.7
第8期	12.8
第9期	12.6
第10期	11.9
第11期	10.4
第12期	1.8
第13期	4.8
第14期	4.9
第15期	3.9
第16期(中間期)	2.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・欧州債

	収益率(%)
第6期	7.5
第7期	31.9
第8期	14.4
第9期	0.8
第10期	12.5

第11期	14.5
第12期	1.5
第13期	2.3
第14期	4.3
第15期	5.4
第16期（中間期）	5.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・新興国債

	収益率（％）
第6期	18.8
第7期	22.0
第8期	19.8
第9期	9.2
第10期	2.7
第11期	15.0
第12期	4.7
第13期	7.0
第14期	0.7
第15期	10.6
第16期（中間期）	6.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	収益率（％）
第6期	13.8
第7期	51.7
第8期	13.4
第9期	4.3
第10期	12.9
第11期	4.7
第12期	9.7
第13期	27.0
第14期	15.0
第15期	22.9
第16期（中間期）	3.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	収益率(%)
第6期	32.7
第7期	30.2
第8期	22.1
第9期	13.5
第10期	3.4
第11期	7.2
第12期	4.2
第13期	11.7
第14期	18.3
第15期	47.3
第16期(中間期)	9.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	収益率(%)
第6期	3.0
第7期	7.9
第8期	0.3
第9期	17.4
第10期	18.4
第11期	8.5
第12期	1.9
第13期	8.9
第14期	8.6
第15期	41.5
第16期(中間期)	38.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	収益率(%)
第6期	0.3
第7期	4.5
第8期	2.6
第9期	1.1
第10期	4.0
第11期	2.6
第12期	0.8
第13期	1.8
第14期	2.5
第15期	0.6

第16期(中間期)	2.5
-----------	-----

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	2,160,367,297	3,335,854,771
第7期	853,829,286	3,439,495,669
第8期	10,053,724,381	1,413,836,894
第9期	27,654,661,355	5,388,389,943
第10期	24,820,561,609	8,122,413,735
第11期	22,067,375,761	16,910,315,197
第12期	23,465,753,940	19,508,711,616
第13期	9,046,015,636	8,008,054,618
第14期	6,945,135,428	13,931,568,577
第15期	10,542,613,803	22,664,536,774
第16期(中間期)	6,503,585,405	1,635,215,495

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	1,451,949,596	2,214,254,648
第7期	582,706,649	2,537,722,187
第8期	5,960,494,053	1,436,144,132
第9期	11,829,659,270	5,162,624,523
第10期	18,854,476,313	3,086,362,580
第11期	12,551,439,628	10,179,999,803
第12期	14,018,184,667	6,822,883,958
第13期	8,823,573,556	4,574,554,035
第14期	13,281,697,406	12,082,529,928
第15期	16,917,682,170	14,164,433,234
第16期(中間期)	7,269,610,261	1,879,252,177

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	362,819,100	455,869,925
第7期	115,951,264	594,216,195
第8期	1,876,820,898	199,392,711
第9期	5,153,245,689	893,558,566

第10期	4,209,996,351	3,342,293,888
第11期	2,794,504,021	4,002,229,232
第12期	2,747,359,780	2,162,084,376
第13期	1,406,205,999	1,080,348,392
第14期	858,937,669	2,499,730,968
第15期	1,034,690,436	2,053,983,948
第16期(中間期)	662,240,056	168,696,012

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・米国株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	937,114,880	1,932,546,789
第7期	289,893,562	1,290,986,466
第8期	3,376,312,918	736,094,583
第9期	9,627,474,849	1,731,611,617
第10期	10,271,965,052	2,480,533,134
第11期	9,295,643,901	5,813,700,221
第12期	9,940,497,440	5,252,349,469
第13期	3,619,252,156	5,781,226,666
第14期	4,245,204,478	7,220,611,070
第15期	4,543,506,489	7,415,215,117
第16期(中間期)	2,985,816,140	800,754,692

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	1,125,914,546	1,811,032,774
第7期	565,113,556	1,531,649,047
第8期	4,266,583,728	809,633,519
第9期	10,144,295,452	4,189,344,571
第10期	8,334,951,011	3,699,027,697
第11期	5,998,726,005	8,061,988,500
第12期	5,891,431,500	2,896,340,931
第13期	4,623,331,838	1,997,927,892
第14期	3,740,708,658	5,420,846,266
第15期	3,722,347,876	5,083,533,809
第16期(中間期)	2,454,542,468	651,737,734

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	565,265,196	651,673,284

第7期	151,653,388	588,905,455
第8期	1,875,504,990	258,083,667
第9期	4,717,031,919	1,111,926,571
第10期	6,337,337,896	1,386,141,829
第11期	4,889,018,517	4,321,722,834
第12期	4,711,378,951	5,812,104,073
第13期	5,302,326,111	1,367,240,178
第14期	3,415,625,338	3,696,763,808
第15期	2,609,800,393	5,293,015,321
第16期(中間期)	1,676,866,202	446,421,748

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	2,153,400,728	2,755,990,457
第7期	1,153,071,537	2,608,024,866
第8期	10,393,646,857	1,212,712,988
第9期	32,148,449,089	5,014,576,827
第10期	58,070,879,899	11,386,937,383
第11期	68,102,838,215	24,801,398,504
第12期	69,664,771,041	24,128,405,649
第13期	23,859,983,267	27,818,584,273
第14期	26,479,413,570	45,535,641,172
第15期	51,018,896,651	33,875,571,005
第16期(中間期)	19,343,023,204	7,100,773,817

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	805,087,600	1,026,169,237
第7期	305,493,136	835,897,478
第8期	2,983,993,163	635,322,839
第9期	7,531,764,914	1,529,487,777
第10期	8,030,873,913	3,369,580,985
第11期	6,463,211,471	6,117,737,725
第12期	8,406,059,475	2,674,351,594
第13期	6,506,757,893	2,629,432,710
第14期	4,420,446,060	4,064,158,126
第15期	7,518,143,168	7,652,802,736
第16期(中間期)	3,731,122,174	983,672,110

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債

	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	655,935,046	1,284,870,172
第7期	175,159,339	1,024,928,462
第8期	2,126,137,585	535,695,574
第9期	6,255,700,992	1,001,189,104
第10期	6,159,701,744	3,014,546,927
第11期	5,020,313,353	4,435,021,912
第12期	5,147,656,502	2,639,517,782
第13期	2,495,631,602	4,996,750,017
第14期	1,418,773,301	5,328,677,962
第15期	1,637,500,290	2,441,422,462
第16期（中間期）	969,836,063	262,181,212

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債

	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	201,989,501	210,968,276
第7期	114,003,137	216,117,849
第8期	877,336,740	129,738,884
第9期	2,216,009,337	445,651,148
第10期	1,991,992,112	653,620,687
第11期	1,792,277,094	1,333,922,647
第12期	2,551,024,081	883,227,354
第13期	1,897,477,489	935,016,281
第14期	1,167,512,280	1,559,118,668
第15期	1,606,288,673	2,444,971,818
第16期（中間期）	928,732,440	234,737,418

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	115,873,969	176,625,218
第7期	187,255,398	207,152,340
第8期	1,021,722,943	143,603,764
第9期	2,434,878,534	555,253,500
第10期	2,229,042,823	1,121,177,594
第11期	2,332,084,681	1,205,899,052
第12期	2,821,106,605	945,522,826
第13期	1,297,820,190	3,211,896,121
第14期	2,004,324,047	1,178,238,024
第15期	1,711,647,550	2,049,481,755

第16期(中間期)	831,322,857	219,110,452
-----------	-------------	-------------

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	289,152,143	532,707,203
第7期	277,157,479	474,034,343
第8期	2,002,729,647	354,509,243
第9期	3,544,858,731	2,298,678,836
第10期	2,817,555,866	952,877,270
第11期	3,069,326,999	1,573,367,873
第12期	3,888,669,255	1,244,864,008
第13期	3,238,772,117	1,596,884,423
第14期	6,130,540,634	2,694,297,859
第15期	3,721,230,083	4,092,139,656
第16期(中間期)	2,131,564,686	562,610,005

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	162,520,466	177,280,816
第7期	78,929,707	196,136,328
第8期	729,336,509	112,844,647
第9期	2,772,394,864	397,210,733
第10期	3,789,624,413	736,012,193
第11期	3,016,399,788	1,830,200,530
第12期	4,247,996,753	1,348,814,885
第13期	1,616,481,976	1,122,130,202
第14期	5,208,159,748	1,954,078,859
第15期	2,656,756,158	4,537,814,452
第16期(中間期)	1,717,549,666	472,861,749

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	435,402,073	623,223,508
第7期	446,069,780	551,520,164
第8期	2,607,950,952	324,960,239
第9期	8,310,306,138	1,280,535,123
第10期	20,886,799,408	3,163,434,651
第11期	21,077,497,557	8,119,522,073
第12期	20,258,985,094	8,082,013,714

第13期	8,404,576,891	7,600,551,949
第14期	17,138,835,687	10,923,887,735
第15期	18,114,732,699	13,631,537,951
第16期(中間期)	7,360,934,248	2,666,229,242

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2022年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
特殊債券	日本	2,357,946,309	49.95
社債券	日本	1,002,272,200	21.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,360,425,590	28.82
合計(純資産総額)		4,720,644,099	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊債券	1 政保新関 西空港	445,000,000	100.51	447,251,550	100.35	446,546,375	0.801	2022/08/29	9.46
日本	特殊債券	1 8 2 政保 道路機構	400,000,000	100.90	403,600,000	100.71	402,850,400	0.834	2023/01/31	8.53
日本	特殊債券	1 8 政保中 部空港	300,000,000	100.70	302,112,000	100.66	301,987,800	0.668	2023/03/22	6.40
日本	特殊債券	4 2 政保地方 公共団	281,000,000	100.84	283,355,560	100.52	282,448,274	0.805	2022/11/14	5.98
日本	特殊債券	2 3 政保日 本政策	200,000,000	100.74	201,474,000	100.53	201,069,000	0.734	2022/12/16	4.26
日本	特殊債券	4 0 政保地方 公共団	170,000,000	100.46	170,788,800	100.39	170,658,750	0.819	2022/09/16	3.62
日本	特殊債券	1 7 5 政保 道路機構	135,000,000	100.75	136,008,450	100.48	135,642,600	0.791	2022/10/31	2.87
日本	特殊債券	3 9 政保地方 公共団	115,000,000	100.82	115,937,250	100.31	115,353,510	0.801	2022/08/15	2.44
日本	特殊債券	5 1 政保関 西空港	100,000,000	101.56	101,561,000	100.89	100,893,800	2.100	2022/08/31	2.14

日本	社債券	3 東燃ゼネラル石油	100,000,000	101.19	101,190,000	100.78	100,784,000	1.222	2022/12/05	2.13
日本	社債券	9 4 丸紅	100,000,000	101.15	101,146,000	100.60	100,596,400	1.170	2022/10/12	2.13
日本	特殊債券	1 7 3 政保道路機構	100,000,000	100.50	100,498,000	100.43	100,426,900	0.819	2022/09/30	2.13
日本	社債券	8 7 東日本旅客鉄道	100,000,000	100.63	100,630,000	100.41	100,407,600	0.869	2022/09/27	2.13
日本	社債券	3 5 日本郵船	100,000,000	100.24	100,238,000	100.23	100,227,100	1.177	2022/06/17	2.12
日本	社債券	1 1 セブンアンドアイ	100,000,000	100.40	100,396,000	100.10	100,098,900	0.514	2022/06/20	2.12
日本	社債券	1 0 日本たばこ産業	100,000,000	100.35	100,347,000	100.09	100,089,400	0.358	2022/07/15	2.12
日本	特殊債券	2 1 8 政保預金保険	100,000,000	100.13	100,133,000	100.07	100,068,900	0.100	2022/10/14	2.12
日本	社債券	1 6 三菱ケミカルホールディング	100,000,000	100.29	100,293,000	100.06	100,059,000	0.433	2022/06/03	2.12
日本	社債券	6 2 クレディセゾン	100,000,000	100.09	100,089,000	100.01	100,009,800	0.160	2022/05/31	2.12
日本	社債券	5 イオンFS	100,000,000	100.12	100,121,000	100.00	100,000,000	0.230	2022/05/27	2.12
日本	社債券	5 2 2 中部電力	100,000,000	100.04	100,038,000	100.00	100,000,000	0.130	2022/04/25	2.12

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率（％）
特殊債券	49.95
社債券	21.23
合計	71.18

投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

2022年3月31日 現在

〈基準価額・純資産の推移〉（2011年12月30日～2022年3月31日）

■ 純資産総額：右目盛
 ■ 基準価額：左目盛

※基準価額は、1万円当たり、信託報酬控除後です。

FW日本バリュー株



FW日本グロース株



FW日本中小型株



FW米国株



FW欧州株



FW新興国株



FW日本債



FW米国債



FW欧州債



FW新興国債



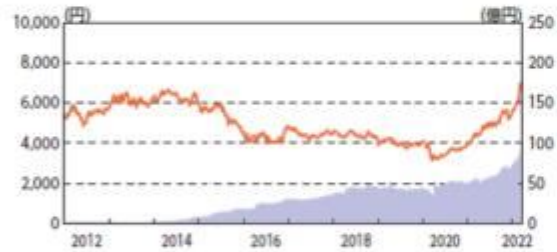
FWJ-REIT



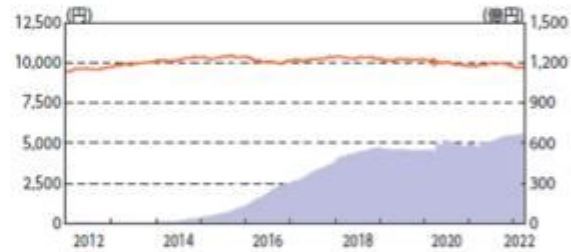
FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



《分配の推移》

	FW日本バリュー株	FW日本グロース株	FW日本中小型株	FW米国株	FW欧州株	FW新興国株	FW日本債
2021年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2020年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2019年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2018年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2017年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

	FW米国債	FW欧州債	FW新興国債	FWJ-REIT	FWG-REIT	FWコモディティ	FWヘッジファンド
2021年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2020年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2019年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2018年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2017年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

〈主要な資産の状況〉

FW日本バリュー株

投資銘柄	比率(%)
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)	98.09
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

FW日本グロース株

投資銘柄	比率(%)
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)	76.10
ティー・ロウ・プライス/FOFs用日本株式ファンド (適格機関投資家専用)	21.62
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.29

FW日本中小型株

投資銘柄	比率(%)
日興アセット/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	50.38
SBI/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	47.60
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.29

FW米国株

投資銘柄	比率(%)
ティー・ロウ・プライス/FOFs用米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)	60.61
ティー・ロウ・プライス/FOFs用米国大型/リニュー-株式ファンド (適格機関投資家専用)	37.53
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

FW欧州株

投資銘柄	比率(%)
シュローダー/FOFs用欧州株F (適格機関投資家限定)	98.00
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.34

FW新興国株

投資銘柄	比率(%)
Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus	50.98
GIM/FOFs用新興国株F (適格機関投資家限定)	47.04
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.35

FW日本債

投資銘柄	比率(%)
三井住友/FOFs用日本債F (適格機関投資家限定)	97.57
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.47

FW米国債

投資銘柄	比率(%)
ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	97.66
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.38

FW欧州債

投資銘柄	比率(%)
ドイチェ/FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定)	97.77
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.74

FW新興国債

投資銘柄	比率(%)
FOFs用新興国債F (適格機関投資家限定)	97.91
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.42

FWJ-REIT

投資銘柄	比率(%)
SMDAM/FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)	97.65
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.01

FWG-REIT

投資銘柄	比率(%)
大和住建/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)	97.97
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.34

FWコモディティ

投資銘柄	比率(%)
バインブリッジ/FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	97.26
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.33

FWヘッジファンド

投資銘柄	比率(%)
ノムラFOFs用・日本株ストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	48.07
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	25.36
SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	24.11
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.47

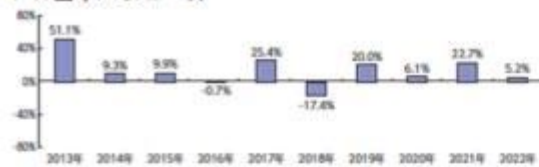
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	1 政保新聞西空港	0.801	2022/08/29	9.46
日本	特殊債券	182 政保道路機構	0.834	2023/01/31	8.53
日本	特殊債券	18 政保中部空港	0.668	2023/03/22	6.40
日本	特殊債券	42 政保地方公共団	0.805	2022/11/14	5.98
日本	特殊債券	23 政保日本政策	0.734	2022/12/16	4.26
日本	特殊債券	40 政保地方公共団	0.819	2022/09/16	3.62
日本	特殊債券	175 政保道路機構	0.791	2022/10/31	2.87
日本	特殊債券	39 政保地方公共団	0.801	2022/08/15	2.44
日本	特殊債券	51 政保関西空港	2.100	2022/08/31	2.14
日本	社債券	3 東燃ゼネラル石油	1.222	2022/12/05	2.13

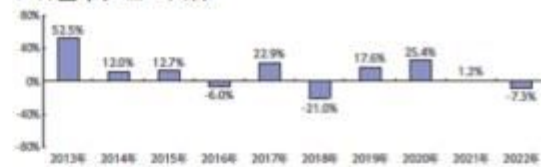
※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

〈年間収益率の推移〉

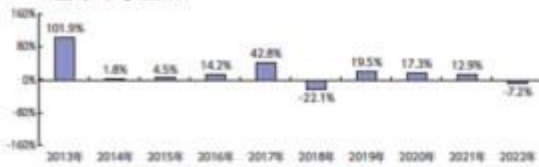
FW日本バリュー株



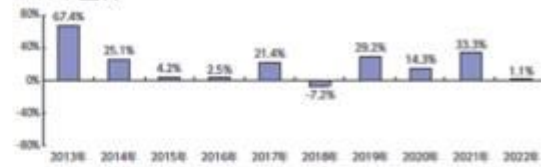
FW日本グロース株



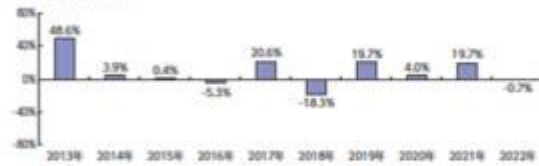
FW日本中小型株



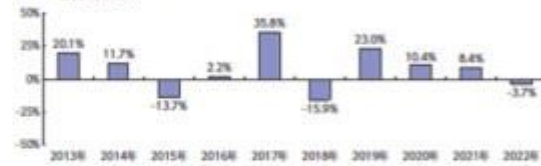
FW米国株



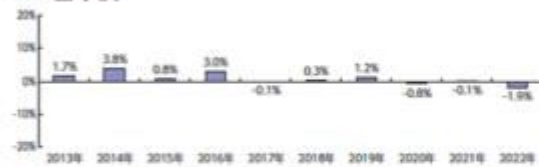
FW欧州株



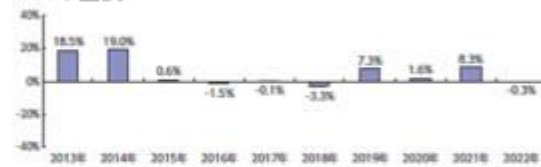
FW新興国株



FW日本債



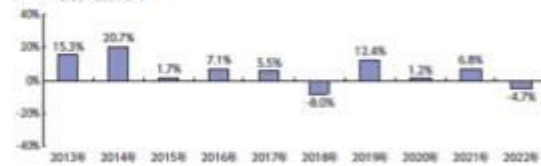
FW米国債



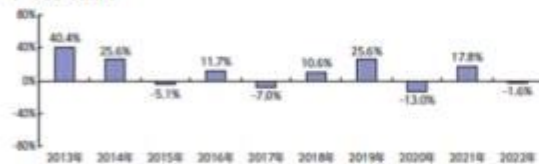
FW欧州債



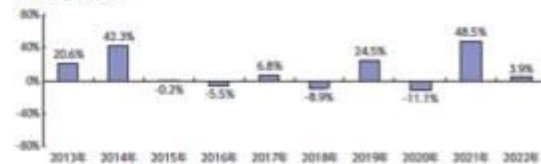
FW新興国債



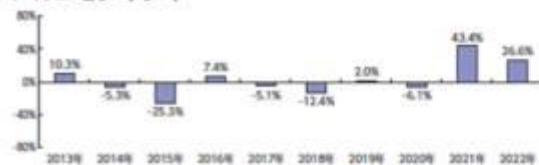
FWJ-REIT



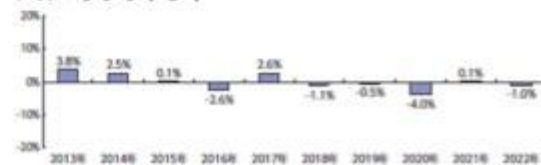
FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2022年のファンドの収益率は、年初から2022年3月31日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

<追加>

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間計算期間(2021年9月28日から2022年3月27日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【中間財務諸表】

【S M B Cファンドラップ・日本バリュー株】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	329,128,831	99,786,974
コール・ローン	1,791,900,588	1,669,591,898
投資信託受益証券	74,809,853,924	85,656,292,657
親投資信託受益証券	999,409	999,114
流動資産合計	76,931,882,752	87,426,670,643
資産合計	76,931,882,752	87,426,670,643
負債の部		
流動負債		
未払解約金	124,255,132	62,853,744
未払受託者報酬	11,141,517	12,998,302
未払委託者報酬	92,846,400	108,319,552
未払利息	-	446
その他未払費用	1,584,020	825,033
流動負債合計	229,827,069	184,997,077
負債合計	229,827,069	184,997,077
純資産の部		
元本等		
元本	41,644,370,455	46,512,740,365
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	35,057,685,228	40,728,933,201
(分配準備積立金)	23,635,647,368	22,781,406,513
元本等合計	76,702,055,683	87,241,673,566
純資産合計	76,702,055,683	87,241,673,566
負債純資産合計	76,931,882,752	87,426,670,643

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	14,650	10,613
有価証券売買等損益	16,329,770,853	1,967,173,980
営業収益合計	16,329,785,503	1,967,184,593
営業費用		
支払利息	290,114	362,625
受託者報酬	11,572,851	12,998,302
委託者報酬	96,440,830	108,319,552
その他費用	788,543	852,891
営業費用合計	109,092,338	122,533,370
営業利益又は営業損失（ ）	16,220,693,165	1,844,651,223
経常利益又は経常損失（ ）	16,220,693,165	1,844,651,223
中間純利益又は中間純損失（ ）	16,220,693,165	1,844,651,223
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,831,673,666	94,011,918
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,891,169,009	35,057,685,228
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,695,615,029	5,101,891,963
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,695,615,029	5,101,891,963
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,328,658,451	1,369,307,131
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,328,658,451	1,369,307,131
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	27,647,145,086	40,728,933,201

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。
----------------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	41,644,370,455口	46,512,740,365口
2. 1単位あたり純資産の額	1口あたり純資産額 1.8418円 (1万口当たりの純資産額18,418円)	1口あたり純資産額 1.8757円 (1万口当たりの純資産額18,757円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	53,766,293,426円	41,644,370,455円
期中追加設定元本額	10,542,613,803円	6,503,585,405円
期中一部解約元本額	22,664,536,774円	1,635,215,495円

【S M B Cファンドラップ・日本グロース株】

(1) 【中間貸借対照表】

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	267,825,490	65,836,931
コール・ローン	1,458,142,243	1,148,745,027
投資信託受益証券	58,557,185,660	56,026,625,079
親投資信託受益証券	170,177,568	170,127,289
流動資産合計	60,453,330,961	57,411,334,326
資産合計	60,453,330,961	57,411,334,326
負債の部		
流動負債		
未払解約金	100,486,025	40,026,116
未払受託者報酬	8,645,654	9,397,924
未払委託者報酬	72,047,513	78,316,363
未払利息	-	306
その他未払費用	1,403,330	732,443
流動負債合計	182,582,522	128,473,152
負債合計	182,582,522	128,473,152
純資産の部		
元本等		
元本	46,727,204,690	52,117,562,774
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	13,543,543,749	5,165,298,400
（分配準備積立金）	15,119,925,330	14,559,751,963
元本等合計	60,270,748,439	57,282,861,174
純資産合計	60,270,748,439	57,282,861,174
負債純資産合計	60,453,330,961	57,411,334,326

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	9,092	8,414
有価証券売買等損益	6,577,285,563	9,243,552,919
営業収益合計	6,577,294,655	9,243,544,505
営業費用		
支払利息	176,141	295,363
受託者報酬	7,327,771	9,397,924
委託者報酬	61,065,055	78,316,363
その他費用	675,342	755,249
営業費用合計	69,244,309	88,764,899
営業利益又は営業損失（ ）	6,508,050,346	9,332,309,404
経常利益又は経常損失（ ）	6,508,050,346	9,332,309,404
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,508,050,346	9,332,309,404
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,461,068,688	249,814,895
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	529,832,367	13,543,543,749
剰余金増加額又は欠損金減少額	426,509,726	1,236,313,121
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	426,509,726	1,236,313,121
剰余金減少額又は欠損金増加額	162,878,421	532,063,961
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	162,878,421	532,063,961

第15期中間計算期間	第16期中間計算期間
自 2020年 9月26日	自 2021年 9月28日
至 2021年 3月25日	至 2022年 3月27日

中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5,840,445,330	5,165,298,400

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	46,727,204,690口	52,117,562,774口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2898円 (1万口当たりの純資産額12,898円)	1口当たり純資産額 1.0991円 (1万口当たりの純資産額10,991円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
------------	---

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	43,973,955,754円	46,727,204,690円
期中追加設定元本額	16,917,682,170円	7,269,610,261円
期中一部解約元本額	14,164,433,234円	1,879,252,177円

【S M B Cファンドラップ・日本中小型株】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	42,418,583	10,277,211
コール・ローン	230,942,645	163,972,028
投資信託受益証券	9,220,063,541	9,113,012,208
親投資信託受益証券	27,446,086	27,437,977
流動資産合計	9,520,870,855	9,314,699,424
資産合計	9,520,870,855	9,314,699,424
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,869,607	6,647,046
未払受託者報酬	1,393,249	1,517,188
未払委託者報酬	11,610,767	12,643,625
未払利息	-	42
その他未払費用	565,286	303,616
流動負債合計	29,438,909	21,111,517
負債合計	29,438,909	21,111,517
純資産の部		
元本等		
元本	4,222,364,363	4,715,908,407
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	5,269,067,583	4,577,679,500
(分配準備積立金)	3,024,967,981	2,913,772,817
元本等合計	9,491,431,946	9,293,587,907
純資産合計	9,491,431,946	9,293,587,907

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
負債純資産合計	9,520,870,855	9,314,699,424

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	1,744	1,307
有価証券売買等損益	1,479,340,539	1,216,854,426
営業収益合計	1,479,342,283	1,216,853,119
営業費用		
支払利息	33,208	46,375
受託者報酬	1,430,626	1,517,188
委託者報酬	11,922,264	12,643,625
その他費用	286,048	307,141
営業費用合計	13,672,146	14,514,329
営業利益又は営業損失()	1,465,670,137	1,231,367,448
経常利益又は経常損失()	1,465,670,137	1,231,367,448
中間純利益又は中間純損失()	1,465,670,137	1,231,367,448
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	214,448,442	31,811,750
期首剰余金又は期首欠損金()	3,613,562,607	5,269,067,583
剰余金増加額又は欠損金減少額	305,490,425	717,131,309
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	305,490,425	717,131,309
剰余金減少額又は欠損金増加額	921,144,094	208,963,694
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	921,144,094	208,963,694
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	4,249,130,633	4,577,679,500

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	4,222,364,363口	4,715,908,407口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.2479円 (1万口当たりの純資産額22,479円)	1口当たり純資産額 1.9707円 (1万口当たりの純資産額19,707円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	5,241,657,875円	4,222,364,363円
期中追加設定元本額	1,034,690,436円	662,240,056円
期中一部解約元本額	2,053,983,948円	168,696,012円

【SMB Cファンドラップ・米国株】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	318,630,120	94,725,640
コール・ローン	1,734,741,676	1,657,409,093
投資信託受益証券	71,634,693,594	81,224,872,028
親投資信託受益証券	999,704	999,409
流動資産合計	73,689,065,094	82,978,006,170
資産合計	73,689,065,094	82,978,006,170
負債の部		
流動負債		
未払解約金	75,421,527	43,302,076
未払受託者報酬	11,126,740	12,892,161
未払委託者報酬	92,723,191	107,435,011
未払利息	-	444
その他未払費用	1,537,397	823,628
流動負債合計	180,808,855	164,453,320
負債合計	180,808,855	164,453,320
純資産の部		
元本等		
元本	19,650,919,578	21,835,981,026
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	53,857,336,661	60,977,571,824
(分配準備積立金)	28,970,393,072	27,880,903,537
元本等合計	73,508,256,239	82,813,552,850
純資産合計	73,508,256,239	82,813,552,850
負債純資産合計	73,689,065,094	82,978,006,170

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	24,569	11,503
有価証券売買等損益	15,125,983,812	1,170,937,110
為替差損益	538,943,944	-
営業収益合計	14,587,064,437	1,170,948,613
営業費用		
支払利息	441,460	397,423
受託者報酬	9,842,057	12,892,161
委託者報酬	207,603,946	107,435,011
その他費用	3,838,890	854,266
営業費用合計	221,726,353	121,578,861
営業利益又は営業損失()	14,365,338,084	1,049,369,752
経常利益又は経常損失()	14,365,338,084	1,049,369,752
中間純利益又は中間純損失()	14,365,338,084	1,049,369,752
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,161,114,108	5,845,283
期首剰余金又は期首欠損金()	34,881,566,771	53,857,336,661
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,968,257,972	8,262,985,799

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,968,257,972	8,262,985,799
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,228,778,798	2,197,965,671
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,228,778,798	2,197,965,671
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	41,825,269,921	60,977,571,824

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p> <p>(2) 計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	19,650,919,578口	21,835,981,026口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.7407円 (1万口当たりの純資産額37,407円)	1口当たり純資産額 3.7925円 (1万口当たりの純資産額37,925円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第15期中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 87,215,894円	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	22,522,628,206円	19,650,919,578円
期中追加設定元本額	4,543,506,489円	2,985,816,140円
期中一部解約元本額	7,415,215,117円	800,754,692円

【SMB Cファンドラップ・欧州株】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	103,448,468	28,389,739
コール・ローン	563,212,193	460,215,515
投資信託受益証券	23,356,467,128	25,260,045,191

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
親投資信託受益証券	91,100,095	91,073,180
流動資産合計	24,114,227,884	25,839,723,625
資産合計	24,114,227,884	25,839,723,625
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,911,278	13,366,270
未払受託者報酬	3,743,510	4,107,895
未払委託者報酬	31,196,228	34,232,732
未払利息	-	122
その他未払費用	1,016,287	533,429
流動負債合計	60,867,303	52,240,448
負債合計	60,867,303	52,240,448
純資産の部		
元本等		
元本	15,971,118,299	17,773,923,033
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	8,082,242,282	8,013,560,144
(分配準備積立金)	5,316,283,823	5,116,278,374
元本等合計	24,053,360,581	25,787,483,177
純資産合計	24,053,360,581	25,787,483,177
負債純資産合計	24,114,227,884	25,839,723,625

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	3,737	3,741
有価証券売買等損益	3,839,060,660	900,793,949
営業収益合計	3,839,064,397	900,790,208
営業費用		
支払利息	70,359	123,830
受託者報酬	3,305,498	4,107,895
委託者報酬	27,546,148	34,232,732
その他費用	491,214	542,944
営業費用合計	31,413,219	39,007,401
営業利益又は営業損失()	3,807,651,178	939,797,609
経常利益又は経常損失()	3,807,651,178	939,797,609
中間純利益又は中間純損失()	3,807,651,178	939,797,609
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	395,930,124	25,219,309
期首剰余金又は期首欠損金()	2,251,453,641	8,082,242,282
剰余金増加額又は欠損金減少額	310,088,556	1,175,136,881
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	310,088,556	1,175,136,881
剰余金減少額又は欠損金増加額	432,102,622	329,240,719
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	432,102,622	329,240,719
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5,541,160,629	8,013,560,144

(3) 【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	15,971,118,299口	17,773,923,033口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5061円 (1万口当たりの純資産額15,061円)	1口当たり純資産額 1.4509円 (1万口当たりの純資産額14,509円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	---

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	17,332,304,232円	15,971,118,299円
期中追加設定元本額	3,722,347,876円	2,454,542,468円
期中一部解約元本額	5,083,533,809円	651,737,734円

【SMBCFاندラップ・新興国株】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	11,075,000	15,285,347
金銭信託	74,692,302	18,374,728
コール・ローン	406,652,859	299,771,530
投資信託受益証券	7,858,340,305	8,272,126,319
投資証券	8,323,764,214	8,915,883,613
親投資信託受益証券	62,052,143	62,033,810
派生商品評価勘定	8,748	123,949
流動資産合計	16,736,585,571	17,583,599,296
資産合計	16,736,585,571	17,583,599,296
負債の部		
流動負債		
未払金	-	15,386,537
未払解約金	22,358,401	12,408,090
未払受託者報酬	2,756,417	2,884,226
未払委託者報酬	22,970,373	24,035,506
未払利息	-	80
その他未払費用	888,743	452,545
流動負債合計	48,973,934	55,166,984
負債合計	48,973,934	55,166,984
純資産の部		
元本等		
元本	11,168,747,984	12,399,192,438
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	5,518,863,653	5,129,239,874
(分配準備積立金)	3,870,909,886	3,727,906,800
元本等合計	16,687,611,637	17,528,432,312
純資産合計	16,687,611,637	17,528,432,312
負債純資産合計	16,736,585,571	17,583,599,296

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	3,772	2,791
有価証券売買等損益	4,322,554,420	1,890,389,307
為替差損益	168,247,983	923,045,473
営業収益合計	4,490,806,175	967,341,043
営業費用		
支払利息	64,484	89,129
受託者報酬	2,802,757	2,884,226
委託者報酬	23,356,582	24,035,506
その他費用	449,771	465,252
営業費用合計	26,673,594	27,474,113
営業利益又は営業損失 ()	4,464,132,581	994,815,156
経常利益又は経常損失 ()	4,464,132,581	994,815,156
中間純利益又は中間純損失 ()	4,464,132,581	994,815,156
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	801,105,199	10,581,932
期首剰余金又は期首欠損金 ()	2,429,221,673	5,518,863,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	367,237,724	815,553,502
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	367,237,724	815,553,502
剰余金減少額又は欠損金増加額	665,582,016	220,944,057
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	665,582,016	220,944,057
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	5,793,904,763	5,129,239,874

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。 (2) 計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	11,168,747,984口	12,399,192,438口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4941円 (1万口当たりの純資産額14,941円)	1口当たり純資産額 1.4137円 (1万口当たりの純資産額14,137円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

第15期(2021年9月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
	為替予約取引 買建				

市場取引以 外の取引	アメリカ・ドル	12,319,747	-	12,328,495	8,748
	小計	12,319,747	-	12,328,495	8,748
	合 計	12,319,747	-	12,328,495	8,748

第16期中間計算期間(2022年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	16,915,432	-	17,039,381	123,949
	小計	16,915,432	-	17,039,381	123,949
	合 計	16,915,432	-	17,039,381	123,949

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場
合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧
客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない
場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲
値を用いております。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中
間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項 目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	13,851,962,912円	11,168,747,984円
期中追加設定元本額	2,609,800,393円	1,676,866,202円
期中一部解約元本額	5,293,015,321円	446,421,748円

【SMB Cファンドラップ・日本債】

(1) 【中間貸借対照表】

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	794,212,971	192,126,129
コール・ローン	4,323,992,778	4,143,203,710
投資信託受益証券	190,433,729,495	201,451,702,963
親投資信託受益証券	979,750,400	979,460,933
流動資産合計	196,531,685,644	206,766,493,735
資産合計	196,531,685,644	206,766,493,735
負債の部		
流動負債		
未払解約金	285,410,278	195,795,860
未払受託者報酬	31,479,662	33,322,695
未払委託者報酬	209,864,672	222,151,532
未払利息	-	1,110
その他未払費用	1,693,464	835,920
流動負債合計	528,448,076	452,107,117
負債合計	528,448,076	452,107,117
純資産の部		
元本等		
元本	168,226,108,855	180,468,358,242
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	27,777,128,713	25,846,028,376
（分配準備積立金）	3,712,789,757	3,565,828,842
元本等合計	196,003,237,568	206,314,386,618
純資産合計	196,003,237,568	206,314,386,618
負債純資産合計	196,531,685,644	206,766,493,735

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	33,029	26,517
有価証券売買等損益	11,987,525	3,646,172,859
営業収益合計	11,954,496	3,646,146,342
営業費用		
支払利息	631,604	912,990
受託者報酬	28,409,783	33,322,695
委託者報酬	189,398,759	222,151,532
その他費用	828,991	906,007
営業費用合計	219,269,137	257,293,224
営業利益又は営業損失（ ）	231,223,633	3,903,439,566
経常利益又は経常損失（ ）	231,223,633	3,903,439,566
中間純利益又は中間純損失（ ）	231,223,633	3,903,439,566
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	49,301,834	47,456,710
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	24,846,586,927	27,777,128,713
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,922,224,462	3,096,282,735
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,922,224,462	3,096,282,735
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,736,497,327	1,171,400,216
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,736,497,327	1,171,400,216

第15期中間計算期間	第16期中間計算期間
自 2020年 9月26日	自 2021年 9月28日
至 2021年 3月25日	至 2022年 3月27日

中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	23,850,392,263	25,846,028,376

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	168,226,108,855口	180,468,358,242口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1651円 (1万口当たりの純資産額11,651円)	1口当たり純資産額 1.1432円 (1万口当たりの純資産額11,432円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
------------	---

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	151,082,783,209円	168,226,108,855円
期中追加設定元本額	51,018,896,651円	19,343,023,204円
期中一部解約元本額	33,875,571,005円	7,100,773,817円

【SMB Cファンドラップ・米国債】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	129,905,132	44,829,610
コール・ローン	707,252,178	748,749,569
投資信託受益証券	31,172,003,101	35,569,302,403
親投資信託受益証券	138,982,435	138,941,372
流動資産合計	32,148,142,846	36,501,822,954
資産合計	32,148,142,846	36,501,822,954
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,807,052	21,788,237
未払受託者報酬	5,057,621	5,677,916
未払委託者報酬	42,147,226	47,316,146
未払利息	-	200
その他未払費用	1,171,525	612,310
流動負債合計	77,183,424	75,394,809
負債合計	77,183,424	75,394,809
純資産の部		
元本等		
元本	24,122,455,546	26,869,905,610
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	7,948,503,876	9,556,522,535
(分配準備積立金)	2,815,472,169	2,709,657,252
元本等合計	32,070,959,422	36,426,428,145
純資産合計	32,070,959,422	36,426,428,145

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
負債純資産合計	32,148,142,846	36,501,822,954

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	6,090	4,836
有価証券売買等損益	100,880,446	704,932,777
営業収益合計	100,886,536	704,937,613
営業費用		
支払利息	121,025	158,944
受託者報酬	5,063,206	5,677,916
委託者報酬	42,193,614	47,316,146
その他費用	580,350	624,487
営業費用合計	47,958,195	53,777,493
営業利益又は営業損失()	52,928,341	651,160,120
経常利益又は経常損失()	52,928,341	651,160,120
中間純利益又は中間純損失()	52,928,341	651,160,120
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	39,822,405	14,435,756
期首剰余金又は期首欠損金()	6,785,288,288	7,948,503,876
剰余金増加額又は欠損金減少額	996,693,944	1,296,895,579
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	996,693,944	1,296,895,579
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,048,961,798	325,601,284
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,048,961,798	325,601,284
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	6,825,771,180	9,556,522,535

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	24,122,455,546口	26,869,905,610口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3295円 (1万口当たりの純資産額13,295円)	1口当たり純資産額 1.3557円 (1万口当たりの純資産額13,557円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	24,257,115,114円	24,122,455,546円
期中追加設定元本額	7,518,143,168円	3,731,122,174円
期中一部解約元本額	7,652,802,736円	983,672,110円

【S M B Cファンドラップ・欧州債】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	35,073,670	9,989,839
コール・ローン	190,954,194	147,101,273
投資信託受益証券	8,572,948,117	9,029,454,161
親投資信託受益証券	69,393,707	69,373,204
流動資産合計	8,868,369,688	9,255,918,477
資産合計	8,868,369,688	9,255,918,477
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,407,365	5,327,281
未払受託者報酬	1,434,899	1,510,724
未払委託者報酬	11,957,847	12,589,655
未払利息	-	38
その他未払費用	594,491	302,311
流動負債合計	21,394,602	19,730,009
負債合計	21,394,602	19,730,009
純資産の部		
元本等		
元本	6,597,566,966	7,305,221,817
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	2,249,408,120	1,930,966,651
(分配準備積立金)	610,230,565	587,803,302
元本等合計	8,846,975,086	9,236,188,468
純資産合計	8,846,975,086	9,236,188,468
負債純資産合計	8,868,369,688	9,255,918,477

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	1,497	1,236
有価証券売買等損益	434,294,139	533,169,796
営業収益合計	434,295,636	533,168,560
営業費用		
支払利息	27,741	40,755
受託者報酬	1,535,648	1,510,724
委託者報酬	12,797,417	12,589,655
その他費用	307,037	305,415
営業費用合計	14,667,843	14,446,549
営業利益又は営業損失 ()	419,627,793	547,615,109
経常利益又は経常損失 ()	419,627,793	547,615,109
中間純利益又は中間純損失 ()	419,627,793	547,615,109
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	50,800,868	6,898,685
期首剰余金又は期首欠損金 ()	2,017,405,289	2,249,408,120
剰余金増加額又は欠損金減少額	192,882,215	311,506,385
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	192,882,215	311,506,385
剰余金減少額又は欠損金増加額	314,916,819	89,231,430
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	314,916,819	89,231,430
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,264,197,610	1,930,966,651

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	6,597,566,966口	7,305,221,817口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3409円 (1万口当たりの純資産額13,409円)	1口当たり純資産額 1.2643円 (1万口当たりの純資産額12,643円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)	
	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
	期首元本額	7,401,489,138円
期中追加設定元本額	1,637,500,290円	969,836,063円
期中一部解約元本額	2,441,422,462円	262,181,212円

【S M B Cファンドラップ・新興国債】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	49,636,579	14,506,241
コール・ローン	270,240,119	229,287,939
投資信託受益証券	12,104,469,994	12,725,676,764
親投資信託受益証券	55,804,377	55,787,890
流動資産合計	12,480,151,069	13,025,258,834
資産合計	12,480,151,069	13,025,258,834
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,416,392	6,458,530
未払受託者報酬	1,961,740	2,136,192
未払委託者報酬	16,348,219	17,801,881
未払利息	-	60
その他未払費用	738,308	377,592
流動負債合計	29,464,659	26,774,255
負債合計	29,464,659	26,774,255

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
純資産の部		
元本等		
元本	5,970,048,717	6,664,043,739
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,480,637,693	6,334,440,840
（分配準備積立金）	1,604,763,295	1,546,589,451
元本等合計	12,450,686,410	12,998,484,579
純資産合計	12,450,686,410	12,998,484,579
負債純資産合計	12,480,151,069	13,025,258,834

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	2,505	1,875
有価証券売買等損益	554,439,483	864,620,474
営業収益合計	554,441,988	864,618,599
営業費用		
支払利息	47,592	59,242
受託者報酬	2,097,079	2,136,192
委託者報酬	17,476,018	17,801,881
その他費用	373,270	382,106
営業費用合計	19,993,959	20,379,421
営業利益又は営業損失（ ）	534,448,029	884,998,020
経常利益又は経常損失（ ）	534,448,029	884,998,020
中間純利益又は中間純損失（ ）	534,448,029	884,998,020
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	61,723,129	10,954,601
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,033,656,363	6,480,637,693
剰余金増加額又は欠損金減少額	623,194,405	982,553,545
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	623,194,405	982,553,545
剰余金減少額又は欠損金増加額	954,968,216	254,706,979
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	954,968,216	254,706,979
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,174,607,452	6,334,440,840

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	5,970,048,717口	6,664,043,739口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.0855円 (1万口当たりの純資産額20,855円)	1口当たり純資産額 1.9505円 (1万口当たりの純資産額19,505円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	6,808,731,862円	5,970,048,717円

期中追加設定元本額	1,606,288,673円	928,732,440円
期中一部解約元本額	2,444,971,818円	234,737,418円

【S M B Cファンドラップ・J - R E I T】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	49,347,944	13,101,034
コール・ローン	268,668,686	256,018,099
投資信託受益証券	9,797,759,577	10,585,457,585
親投資信託受益証券	999,409	999,114
流動資産合計	10,116,775,616	10,855,575,832
資産合計	10,116,775,616	10,855,575,832
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,807,335	7,985,907
未払受託者報酬	1,616,868	1,692,957
未払委託者報酬	13,474,293	14,108,339
未払利息	-	68
その他未払費用	617,711	333,171
流動負債合計	31,516,207	24,120,442
負債合計	31,516,207	24,120,442
純資産の部		
元本等		
元本	5,720,584,873	6,332,797,278
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	4,364,674,536	4,498,658,112
(分配準備積立金)	2,205,433,763	2,127,297,284
元本等合計	10,085,259,409	10,831,455,390
純資産合計	10,085,259,409	10,831,455,390
負債純資産合計	10,116,775,616	10,855,575,832

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	1,099	1,637
有価証券売買等損益	1,285,938,615	288,627,053
営業収益合計	1,285,939,714	288,625,416
営業費用		
支払利息	23,059	56,255
受託者報酬	1,471,482	1,692,957
委託者報酬	12,262,752	14,108,339
その他費用	294,214	337,424
営業費用合計	14,051,507	16,194,975
営業利益又は営業損失()	1,271,888,207	304,820,391
経常利益又は経常損失()	1,271,888,207	304,820,391
中間純利益又は中間純損失()	1,271,888,207	304,820,391

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	47,683,745	13,493,026
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,632,305,193	4,364,674,536
剰余金増加額又は欠損金減少額	383,151,658	592,022,414
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	383,151,658	592,022,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	405,550,506	166,711,473
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	405,550,506	166,711,473
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,834,110,807	4,498,658,112

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	5,720,584,873口	6,332,797,278口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7630円 (1万口当たりの純資産額17,630円)	1口当たり純資産額 1.7104円 (1万口当たりの純資産額17,104円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	6,058,419,078円	5,720,584,873円
期中追加設定元本額	1,711,647,550円	831,322,857円
期中一部解約元本額	2,049,481,755円	219,110,452円

【SMBCFアセットラップ・G-REIT】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	84,248,838	28,629,086
コール・ローン	458,682,220	477,758,338
投資信託受益証券	20,771,878,840	25,511,363,653
親投資信託受益証券	94,450,642	94,422,737
未収入金	-	193,007
流動資産合計	21,409,260,540	26,112,366,821
資産合計	21,409,260,540	26,112,366,821
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,144,950	13,827,503
未払受託者報酬	3,224,356	3,940,925
未払委託者報酬	26,869,863	32,841,389
未払利息	-	128
その他未払費用	917,474	525,017

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
流動負債合計	51,156,643	51,134,962
負債合計	51,156,643	51,134,962
純資産の部		
元本等		
元本	14,130,507,317	15,699,461,998
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	7,227,596,580	10,361,769,861
(分配準備積立金)	5,429,348,218	5,229,793,678
元本等合計	21,358,103,897	26,061,231,859
純資産合計	21,358,103,897	26,061,231,859
負債純資産合計	21,409,260,540	26,112,366,821

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	2,731	3,095
有価証券売買等損益	3,220,605,017	2,246,098,841
その他収益	45,718	193,007
営業収益合計	3,220,653,466	2,246,294,943
営業費用		
支払利息	53,761	101,896
受託者報酬	2,646,575	3,940,925
委託者報酬	22,055,084	32,841,389
その他費用	428,212	532,809
営業費用合計	25,183,632	37,417,019
営業利益又は営業損失()	3,195,469,834	2,208,877,924
経常利益又は経常損失()	3,195,469,834	2,208,877,924
中間純利益又は中間純損失()	3,195,469,834	2,208,877,924
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	260,029,577	40,705,852
期首剰余金又は期首欠損金()	377,282,719	7,227,596,580
剰余金増加額又は欠損金減少額	218,379,213	1,256,445,805
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	218,379,213	1,256,445,805
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,346,311	290,444,596
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,346,311	290,444,596
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,462,755,878	10,361,769,861

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	14,130,507,317口	15,699,461,998口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5115円 (1万口当たりの純資産額15,115円)	1口当たり純資産額 1.6600円 (1万口当たりの純資産額16,600円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	14,501,416,890円	14,130,507,317円
期中追加設定元本額	3,721,230,083円	2,131,564,686円
期中一部解約元本額	4,092,139,656円	562,610,005円

【S M B Cファンドラップ・コモディティ】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24,051,293	11,461,167
コール・ローン	130,944,246	229,496,562
投資信託受益証券	6,097,374,677	9,321,008,773
親投資信託受益証券	31,357,641	31,348,377
流動資産合計	6,283,727,857	9,593,314,879
資産合計	6,283,727,857	9,593,314,879
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,495,746	7,039,789
未払受託者報酬	947,248	1,218,714
未払委託者報酬	7,894,124	10,156,304
未払利息	-	60
その他未払費用	359,763	243,947
流動負債合計	17,696,881	18,658,814
負債合計	17,696,881	18,658,814
純資産の部		
元本等		
元本	12,208,487,386	13,453,175,303
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,942,456,410	3,878,519,238
（分配準備積立金）	1,053,026,254	1,015,213,496
元本等合計	6,266,030,976	9,574,656,065
純資産合計	6,266,030,976	9,574,656,065
負債純資産合計	6,283,727,857	9,593,314,879

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	835	957
有価証券売買等損益	910,068,282	2,625,598,587
営業収益合計	910,069,117	2,625,599,544
営業費用		
支払利息	16,140	29,976
受託者報酬	850,525	1,218,714
委託者報酬	7,088,067	10,156,304
その他費用	170,025	246,167

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業費用合計	8,124,757	11,651,161
営業利益又は営業損失（ ）	901,944,360	2,613,948,383
経常利益又は経常損失（ ）	901,944,360	2,613,948,383
中間純利益又は中間純損失（ ）	901,944,360	2,613,948,383
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	66,873,467	28,667,407
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,977,427,264	5,942,456,410
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,615,253,251	229,010,395
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,615,253,251	229,010,395
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	545,862,206	750,354,199
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	545,862,206	750,354,199
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,072,965,326	3,878,519,238

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	12,208,487,386口	13,453,175,303口

2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 5,942,456,410円	元本の欠損 3,878,519,238円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.5133円 (1万口当たりの純資産額5,133円)	1口当たり純資産額 0.7117円 (1万口当たりの純資産額7,117円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	14,089,545,680円	12,208,487,386円
期中追加設定元本額	2,656,756,158円	1,717,549,666円
期中一部解約元本額	4,537,814,452円	472,861,749円

【SMBCFاندラップ・ヘッジファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	259,884,758	64,292,263
コール・ローン	1,414,909,930	1,404,092,812
投資信託受益証券	62,192,284,046	65,345,215,749

	第15期 (2021年 9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年 3月27日現在)
親投資信託受益証券	316,009,629	315,916,264
流動資産合計	64,183,088,363	67,129,517,088
資産合計	64,183,088,363	67,129,517,088
負債の部		
流動負債		
未払解約金	81,547,024	67,950,233
未払受託者報酬	10,333,895	10,777,046
未払委託者報酬	86,116,211	89,809,005
未払利息	-	376
その他未払費用	1,509,075	769,585
流動負債合計	179,506,205	169,306,245
負債合計	179,506,205	169,306,245
純資産の部		
元本等		
元本	64,391,515,614	69,086,220,620
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	387,933,456	2,126,009,777
（分配準備積立金）	289,091,465	277,839,976
元本等合計	64,003,582,158	66,960,210,843
純資産合計	64,003,582,158	66,960,210,843
負債純資産合計	64,183,088,363	67,129,517,088

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日	第16期中間計算期間 自 2021年 9月28日 至 2022年 3月27日
営業収益		
受取利息	10,670	8,777
有価証券売買等損益	144,490,271	1,557,426,249
営業収益合計	144,479,601	1,557,417,472
営業費用		
支払利息	211,983	303,121
受託者報酬	9,609,924	10,777,046
委託者報酬	80,083,143	89,809,005
その他費用	736,194	792,777
営業費用合計	90,641,244	101,681,949
営業利益又は営業損失（ ）	235,120,845	1,659,099,421
経常利益又は経常損失（ ）	235,120,845	1,659,099,421
中間純利益又は中間純損失（ ）	235,120,845	1,659,099,421
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	37,695,420	36,132,255
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	743,676,760	387,933,456
剰余金増加額又は欠損金減少額	116,582,795	17,145,269
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	116,582,795	17,145,269
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	133,881,971	132,254,424
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	133,881,971	132,254,424
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	958,401,361	2,126,009,777

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第16期中間計算期間 自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2021年9月28日から2022年3月27日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	64,391,515,614口	69,086,220,620口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 387,933,456円	元本の欠損 2,126,009,777円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9940円 (1万口当たりの純資産額9,940円)	1口当たり純資産額 0.9692円 (1万口当たりの純資産額9,692円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第15期 (2021年9月27日現在)	第16期中間計算期間 (2022年3月27日現在)
期首元本額	59,908,320,866円	64,391,515,614円
期中追加設定元本額	18,114,732,699円	7,360,934,248円
期中一部解約元本額	13,631,537,951円	2,666,229,242円

(参考)

「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」、「SMB Cファンドラップ・日本グロース株」、「SMB Cファンドラップ・日本中小型株」、「SMB Cファンドラップ・米国株」、「SMB Cファンドラップ・欧州株」、「SMB Cファンドラップ・新興国株」、「SMB Cファンドラップ・日本債」、「SMB Cファンドラップ・米国債」、「SMB Cファンドラップ・欧州債」、「SMB Cファンドラップ・新興国債」、「SMB Cファンドラップ・J-REIT」、「SMB Cファンドラップ・G-REIT」、「SMB Cファンドラップ・コモディティ」および「SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	(2021年9月27日現在)	(2022年3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	304,595,789	44,637,741
コール・ローン	1,658,333,521	1,732,448,530
特殊債券	1,891,365,484	2,358,181,791
社債券	801,468,200	902,097,300
未収利息	6,196,794	4,326,089
前払費用	1,122,020	1,653,485
流動資産合計	4,663,081,808	5,043,344,936
資産合計	4,663,081,808	5,043,344,936
負債の部		
流動負債		

未払金	100,293,000	302,112,000
未払解約金	106,163	3,618,678
未払利息	-	464
その他未払費用	4,197	2,665
流動負債合計	100,403,360	305,733,807
負債合計	100,403,360	305,733,807
純資産の部		
元本等		
元本	4,493,425,434	4,667,225,909
剰余金		
剰余金又は欠損金()	69,253,014	70,385,220
元本等合計	4,562,678,448	4,737,611,129
純資産合計	4,562,678,448	4,737,611,129
負債純資産合計	4,663,081,808	5,043,344,936

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2021年9月28日 至 2022年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年9月27日現在)	(2022年3月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,493,425,434口	4,667,225,909口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0154円 (1万口当たりの純資産額10,154円)	1口当たり純資産額 1.0151円 (1万口当たりの純資産額10,151円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(特殊債券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
------------	---

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2021年9月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,417,496,539円
同期中における追加設定元本額	6,255,220,931円
同期中における一部解約元本額	6,179,292,036円
2021年9月27日現在の元本の内訳	
S M B Cファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
S M B Cファンドラップ・J - R E I T	984,252円
S M B Cファンドラップ・G - R E I T	93,018,163円
S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
S M B Cファンドラップ・米国株	984,543円
S M B Cファンドラップ・欧州株	89,718,432円
S M B Cファンドラップ・新興国株	61,111,034円
S M B Cファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
S M B Cファンドラップ・米国債	136,874,567円
S M B Cファンドラップ・欧州債	68,341,252円
S M B Cファンドラップ・新興国債	54,958,024円
S M B Cファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
S M B Cファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
S M B Cファンドラップ・日本債	964,891,078円
D C日本国債プラス	956,020,916円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)	2,076,138円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)	2,575,836円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)	1,135,612円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)	8,793,948円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)	468,047円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)	886,592円
エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)	260,666,634円
大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)	67,680,364円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)	354,941円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円

日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円
グローバルCBオープン(マネープールファンド)	1,943,569円
オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型)	269,590円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	25,219円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	565,128円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	466,767円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	598,196円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	346,684,583円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	710,566,109円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド(ヘッジ付)(適格機関投資家限定)	98,396,143円
合計	4,493,425,434円

(2022年3月27日現在)

開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	4,493,425,434円
同期中における追加設定元本額	1,118,287,942円
同期中における一部解約元本額	944,487,467円
2022年3月27日現在の元本の内訳	
S M B Cファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
S M B Cファンドラップ・J - R E I T	984,252円
S M B Cファンドラップ・G - R E I T	93,018,163円
S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
S M B Cファンドラップ・米国株	984,543円
S M B Cファンドラップ・欧州株	89,718,432円
S M B Cファンドラップ・新興国株	61,111,034円
S M B Cファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
S M B Cファンドラップ・米国債	136,874,567円
S M B Cファンドラップ・欧州債	68,341,252円
S M B Cファンドラップ・新興国債	54,958,024円
S M B Cファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
S M B Cファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
S M B Cファンドラップ・日本債	964,891,078円
D C日本国債プラス	1,415,488,980円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)	598,887円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)	606,168円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)	347,745円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)	619,829円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)	468,047円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)	886,592円
エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)	203,024,042円
大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)	47,094,406円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)	354,941円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型)	269,590円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	25,219円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	565,128円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	466,767円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	598,196円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	259,577,241円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	605,619,185円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円

グローバルD X関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルD X関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド(ヘッジ付)(適格機関投資家限定)	98,396,143円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
合計	4,667,225,909円

2【ファンドの現況】

<更新後>

【純資産額計算書】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

2022年3月31日現在

資産総額	88,074,160,021円
負債総額	70,417,496円
純資産総額(-)	88,003,742,525円
発行済口数	46,676,704,523口
1口当たり純資産額(/)	1.8854円
(1万口当たり純資産額)	(18,854円)

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

2022年3月31日現在

資産総額	58,045,082,847円
負債総額	46,249,248円
純資産総額(-)	57,998,833,599円
発行済口数	52,299,356,986口

1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.1090円 (11,090円)
--------------------------------	----------------------

S M B Cファンドラップ・日本中小型株

2022年3月31日現在

資産総額	9,498,150,254円
負債総額	7,728,434円
純資産総額(-)	9,490,421,820円
発行済口数	4,732,541,344口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	2.0054円 (20,054円)

S M B Cファンドラップ・米国株

2022年3月31日現在

資産総額	87,586,178,875円
負債総額	46,125,672円
純資産総額(-)	87,540,053,203円
発行済口数	21,876,609,068口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	4.0015円 (40,015円)

S M B Cファンドラップ・欧州株

2022年3月31日現在

資産総額	26,937,555,624円
負債総額	14,290,184円
純資産総額(-)	26,923,265,440円
発行済口数	17,808,512,461口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.5118円 (15,118円)

S M B Cファンドラップ・新興国株

2022年3月31日現在

資産総額	17,837,310,035円
負債総額	20,251,107円
純資産総額(-)	17,817,058,928円
発行済口数	12,422,956,474口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.4342円 (14,342円)

S M B Cファンドラップ・日本債

2022年3月31日現在

資産総額	206,623,563,739円
負債総額	202,143,113円
純資産総額(-)	206,421,420,626円
発行済口数	180,875,034,895口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.1412円 (11,412円)

S M B C ファンドラップ・米国債

2022年3月31日現在

資産総額	36,785,218,958円
負債総額	20,417,656円
純資産総額(-)	36,764,801,302円
発行済口数	26,915,119,927口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.3660円 (13,660円)

S M B C ファンドラップ・欧州債

2022年3月31日現在

資産総額	9,373,791,241円
負債総額	5,376,662円
純資産総額(-)	9,368,414,579円
発行済口数	7,317,137,012口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.2803円 (12,803円)

S M B C ファンドラップ・新興国債

2022年3月31日現在

資産総額	13,396,263,169円
負債総額	8,032,313円
純資産総額(-)	13,388,230,856円
発行済口数	6,676,663,545口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	2.0052円 (20,052円)

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

2022年3月31日現在

資産総額	10,924,494,370円
負債総額	8,938,889円
純資産総額(-)	10,915,555,481円
発行済口数	6,352,714,332口

1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.7183円 (17,183円)
--------------------------------	----------------------

S M B Cファンドラップ・G - R E I T

2022年3月31日現在

資産総額	27,776,275,432円
負債総額	14,858,660円
純資産総額(-)	27,761,416,772円
発行済口数	15,728,352,909口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.7651円 (17,651円)

S M B Cファンドラップ・コモディティ

2022年3月31日現在

資産総額	9,427,949,346円
負債総額	7,517,336円
純資産総額(-)	9,420,432,010円
発行済口数	13,476,447,972口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.6990円 (6,990円)

S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド

2022年3月31日現在

資産総額	67,288,645,658円
負債総額	82,185,283円
純資産総額(-)	67,206,460,375円
発行済口数	69,234,697,409口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9707円 (9,707円)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

	2022年3月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

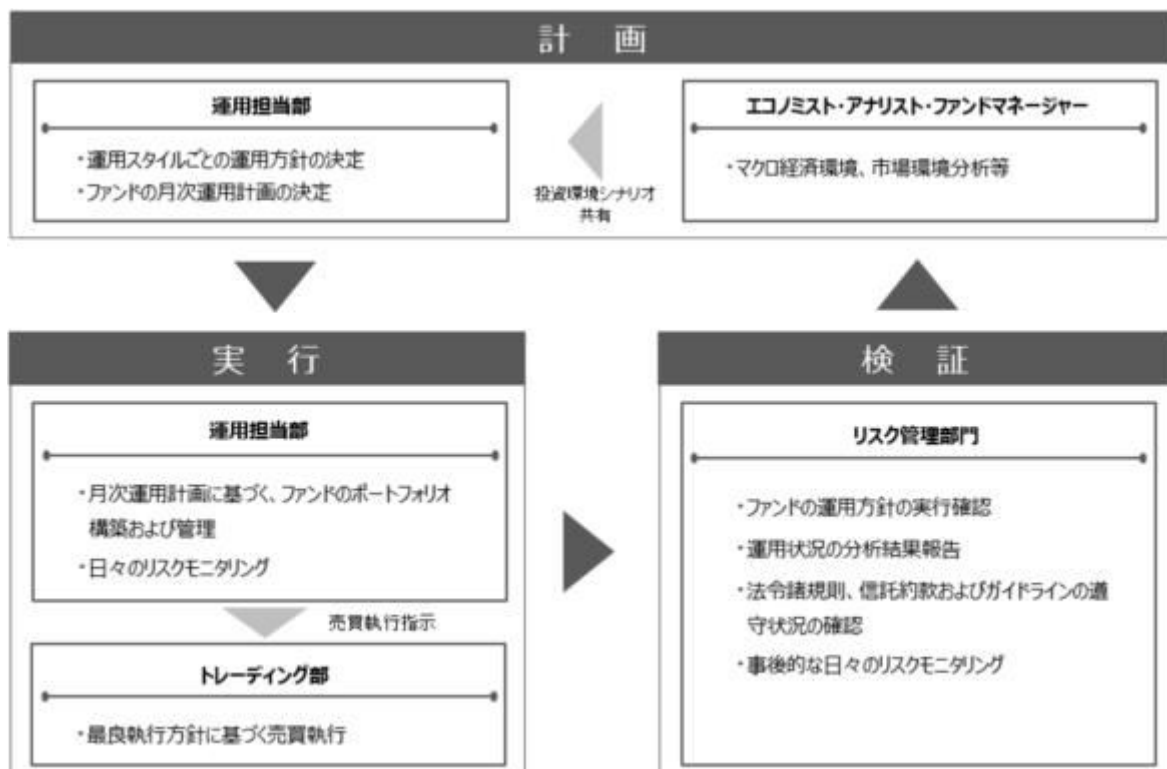
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	718	9,508,835
単位型株式投資信託	100	510,688
追加型公社債投資信託	1	26,282
単位型公社債投資信託	188	377,967
合計	1,007	10,423,774

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第37期中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		

現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975
その他の流動資産	40,119	6,981
流動資産合計	45,664,712	46,558,665
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	101,609	1,509,450
器具備品	783,224	870,855
土地	710	710
リース資産	968	13,483
建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,121
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710

流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	-
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035
負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000
資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	54,615,133	50,610,457
運用受託報酬	9,389,058	9,450,169
投資助言報酬	1,303,595	1,270,584
その他営業収益		
サービス支援手数料	181,061	200,807
その他	32,421	32,820
営業収益計	65,521,269	61,564,839
営業費用		
支払手数料	24,888,040	22,784,919
広告宣伝費	447,024	365,317
調査費		
調査費	3,214,679	3,061,987
委託調査費	7,702,309	7,810,157
営業雑経費		
通信費	70,007	95,163
印刷費	612,249	554,920

協会費	45,117	40,044
諸会費	32,199	29,473
情報機器関連費	4,349,174	4,562,612
販売促進費	68,688	23,614
その他	154,201	163,332
営業費用合計	41,583,691	39,491,542
一般管理費		
給料		
役員報酬	264,325	277,027
給料・手当	9,789,691	9,280,730
賞与	914,702	950,630
賞与引当金繰入額	1,726,013	1,501,855
交際費	30,898	11,815
寄付金	2,022	949
事務委託費	956,931	844,255
旅費交通費	249,359	21,023
租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	778,113	13,164
受取利息	947	2,736
時効成立分配金・償還金	1,041	88,335
原稿・講演料	2,061	2,603
投資有価証券償還益	6,398	57,388
投資有価証券売却益	24,206	162,941
雑収入	53,484	72,933
営業外収益合計	866,254	400,104
営業外費用		
為替差損	72,457	766
投資有価証券償還損	129,006	11,762
投資有価証券売却損	12,906	34,473
雑損失	8,334	1,240
営業外費用合計	222,704	48,243
経常利益	2,166,469	422,288
特別損失		
固定資産除却損	1 110,668	54,493
減損損失	2 46,417	28,097,346
合併関連費用	42,800	-
早期退職費用	3 -	216,200
本社移転費用	4 133,168	127,044

その他特別損失	-	5,460
特別損失合計	333,054	28,500,544
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	1,833,414	28,078,256
法人税、住民税及び事業税	1,874,278	1,549,173
法人税等調整額	619,676	693,192
法人税等合計	1,254,602	855,980
当期純利益又は 当期純損失（ ）	578,811	28,934,237

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			216,206	216,206	216,206
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
		資本剰余金		利益剰余金
				その他利益剰余金

	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当				-				711,271
当期純損失（ ）				-				28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）				-				
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	21,185,470		113,741,454	377,855	377,855
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		-	711,271
当期純損失（ ）	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	132,559千円	93,374千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	- 千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	- 千円

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内	1,618,641	1,194,699
1年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そ

のため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりませ

ん。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりませ

ん。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がないことから、記載しておりませ

ん。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,994,762	6,729,039	265,723
小計	6,994,762	6,729,039	265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりませ

ん。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

(注)その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
割引率	0.000%	0.020%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2020年 3月 31日)	当事業年度 (2021年 3月 31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,622,803	1,610,136
賞与引当金	530,059	464,389
調査費	178,573	247,208
未払金	162,557	206,090
未払事業税	46,423	66,891
ソフトウェア償却	91,937	90,431
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	150,771	131,391
その他	88,250	35,930
繰延税金資産小計	2,986,254	2,967,346
評価性引当額(注)	193,485	218,966
繰延税金資産合計	2,792,768	2,748,380
繰延税金負債		
無形固定資産	5,445,817	4,798,732
その他有価証券評価差額金	310,488	516,605
繰延税金負債合計	5,756,306	5,315,338
繰延税金資産(負債)の純額	2,963,538	2,566,958

(注)評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月 31日)	当事業年度 (2021年 3月 31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため 記載を省略して おります。
(調整)		
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年 4月 1日 至2021年 3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払 手数料	863,159
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払 手数料	1,070,559

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円

1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	17.09円	854.27円
-------------------------------	--------	---------

(注)1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間 (2021年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	38,529,337
顧客分別金信託	300,038
前払費用	518,490
未収委託者報酬	10,909,133
未収運用受託報酬	2,723,571
未収投資助言報酬	399,072
未収収益	39,947
その他	224,189
流動資産合計	53,643,782
固定資産	
有形固定資産	1 2,218,463
無形固定資産	
のれん	3,502,221
顧客関連資産	14,615,253
その他	2,778,211
無形固定資産合計	20,895,685
投資その他の資産	
投資有価証券	22,000,657
関係会社株式	11,246,398
その他	1,595,579
貸倒引当金	20,750
投資その他の資産合計	34,821,886
固定資産合計	57,936,035
資産合計	111,579,818
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,567
顧客からの預り金	12,736
その他の預り金	100,610

未払金		5,104,509
未払費用		7,204,066
未払法人税等		1,493,440
前受収益		32,829
賞与引当金		1,725,017
その他	2	695,069
流動負債合計		16,371,848
固定負債		
リース債務		6,309
繰延税金負債		2,389,323
退職給付引当金		5,414,560
その他		40,950
固定負債合計		7,851,143
負債合計		24,222,992
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,761,706
利益剰余金合計		2,045,951
株主資本合計		86,141,897
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,214,928
評価・換算差額等合計		1,214,928
純資産合計		87,356,826
負債純資産合計		111,579,818

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		32,740,035
運用受託報酬		4,392,826
投資助言報酬		633,982
その他の営業収益		117,708
営業収益計		37,884,552
営業費用		25,219,811
一般管理費	1	9,605,282
営業利益		3,059,458
営業外収益	2	198,028
営業外費用	3	26,126
経常利益		3,231,360
特別損失	4	146,753

税引前中間純利益	3,084,607
法人税、住民税及び事業税	1,373,478
法人税等調整額	334,822
法人税等合計	1,038,655
中間純利益	2,045,951

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242
当中間期変動額								
欠損填補			8,460,037	8,460,037				8,460,037
中間純利益								2,045,951
任意積立金の取崩						60,000	1,476,959	1,536,959
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	8,460,037	8,460,037	-	60,000	1,476,959	12,042,949
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	-	-	1,761,706

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当中間期変動額					
欠損填補	8,460,037	-			-
中間純利益	2,045,951	2,045,951			2,045,951
任意積立金の取崩					
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			265,562	265,562	265,562
当中間期変動額合計	10,505,989	2,045,951	265,562	265,562	2,311,514
当中間期末残高	2,045,951	86,141,897	1,214,928	1,214,928	87,356,826

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「収益認識会計基準」等を当中間会計期間の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用が中間財務諸表に及ぼす影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

第37期中間会計期間 (2021年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,320,556千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額73,437千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	191,604千円
無形固定資産	1,304,363千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
為替差益	6,622千円
受取配当金	4,755千円
投資有価証券償還益	90,952千円
投資有価証券売却益	48,142千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	15,001千円
投資有価証券売却損	8,258千円
4.特別損失のうち主要なもの	
システム統合関連費用	145,261千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

(リース取引関係)

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,179,776千円
1年超	2,903,862千円
合計	4,083,639千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第37期中間会計期間(2021年9月30日)

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	38,529,337	38,529,337	-
(2)顧客分別金信託	300,038	300,038	-
(3)未収委託者報酬	10,909,133	10,909,133	-
(4)未収運用受託報酬	2,723,571	2,723,571	-
(5)未収投資助言報酬	399,072	399,072	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	21,960,848	21,960,848	-
(7)投資その他の資産			
長期差入保証金	1,408,170	1,408,170	-
資産計	76,230,173	76,230,173	-
(1)顧客からの預り金	12,736	12,736	-
(2)未払金			
未払手数料	4,996,181	4,996,181	-
負債計	5,008,917	5,008,917	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7)投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)顧客からの預り金、及び(2)未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)市場価格のない金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式	
非上場株式	11,246,398
合計	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（2021年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,269,607	14,102,355	2,167,252
小計	16,269,607	14,102,355	2,167,252
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,691,240	6,001,639	310,398
小計	5,691,240	6,001,639	310,398
合計	21,960,848	20,103,994	1,856,853

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	32,740,035	4,392,826	633,982	117,708	37,884,552

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,579円18銭
1株当たり中間純利益	60円41銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFアセットラップ・日本バリュー株の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFアセットラップ・日本バリュー株の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFアセットラップ・日本グロース株の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFアセットラップ・日本グロース株の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・日本中小型株の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・日本中小型株の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 勝也
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 栄裕
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・米国株の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・米国株の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州株の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州株の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・新興国株の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・新興国株の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・日本債の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・日本債の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 勝也
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 栄裕
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・米国債の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・米国債の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州債の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州債の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・新興国債の2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・新興国債の2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・J - R E I Tの2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・J - R E I Tの2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・G - R E I Tの2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・G - R E I Tの2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・コモディティの2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・コモディティの2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFアセットラップ・ヘッジファンドの2021年9月28日から2022年3月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFアセットラップ・ヘッジファンドの2022年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月28日から2022年3月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の

表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。